

令和 5 年度
自己点検・評価書

東京女子体育大学
東京女子体育短期大学

令和 7（2025）年 3 月

はじめに

本学園は1902年(明治35年)に創設され、2022(令和4)年5月に120周年を迎えました。実質的な創始者である藤村トヨ先生は、当時、学生と寝食をともにし、質実剛健にして礼儀正しい教育者の育成に努めてきました。その藤村トヨ先生の功績は、現代でも色褪せることなく本学園の学風として生き続け、確固たる教育基盤を構築し今日に至っています。

このような伝統を受け継ぎ、新しい時代の社会の要請に応えるため、学園全体で自己点検・評価を行い、日々努力改善に取り組んでいます。近年は特に内部質保証に重点をおき、PDCAサイクルを回し、さらなる教育の充実が図られています。その教育・研究の改善を目的とした取り組みの経緯について、以下に概略を示しておきます。

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学では、平成5年度に自己点検・評価に取り組み、その運営及び実施検討に関わる規程を定め、教育活動及び大学運営の見直しを進めてきました。平成7年度からは、全教員を対象とする個人業績調書の提出、平成9年度からは学生による授業評価アンケートを実施するなど、多角的な自己点検を実施してきました。

その後、平成22年度には研究者情報管理システムを導入し、平成25年度には、組織改正に伴い法人委員会として「評価委員会」を設置し、自己点検・評価のための組織強化を図りました。さらに、教員の教育意識・教師力向上のため、授業内容の改善・充実を図るためのFD研修会を開催してきました。

平成28年度には教育の質保証のための入学前教育として、「スターターズ・ブック」を作成し、平成29年度は、教員養成課程を有する本学の特徴として、一層充実した教職支援を行うべく「教職センター」を設置するとともに、さらなる教育改善に向け、IR(Institutional Research)を行う企画調査室を設置しました。企画調査室では教育改善のための調査を継続的に行い、定量・定性的に分析しています。平成30年度は、東京女子体育短期大学に保育士養成課程を開設し、令和元年度には、上記の取り組みの教育の質を向上させるために、全学的な組織として「教育の質保証委員会」を設置し、恒常的に内部質保証に取り組む体制を整備しました。このような自己点検・評価による改善を積み重ねた結果、令和2年度短期大学認証評価、令和3年度大学認証評価では〈適格〉の判定をいただきました。この結果に甘んじることなく、さらなる改善を目指し、このたび、令和5年度の自己点検・評価を総括した「令和5年度 自己点検・評価書」が完成いたしました。

世界中を震撼させた新型コロナウイルス感染症でしたが、WHOは緊急事態宣言を解除し、我が国ではポストコロナにおける新しい大学教育が求められています。そこで本学では、新学習指導要領で学んだ生徒が入学する令和7年度に新カリキュラムをスタートさせます。より質の高い教育を目指したカリキュラム改定ですが、教職員一丸となってその充実をサポートし、他を凌駕する高い教育を目指していきます。

学生にとって誇れる学園創りのために、本評価書の内容について学内外から忌憚のないご意見やご指導を賜りたく願うとともに、さらなる大学・短期大学の教育の質の向上を目指していきます。

終わりに、自己点検・評価関係業務、本評価書の作成に携わった関係者の皆様には、その努力に敬意を表するとともに、深甚なる感謝を申し上げます。

令和7年3月

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学
学長 金子 一秀

目次

1. 本学の現況及び特色	1
2. 自己点検・評価の内容	2
3. 基準ごとの自己点検・評価	5
基準 1 使命・目的	5
I 教育理念、教育目的	5
基準 2 学生	7
I 学生の受け入れ	7
II 学生支援	9
III キャリア支援	13
基準 3 教育課程	15
I 教育課程	15
II-1 教育指導(授業内容及び単位)	16
II-2 教育指導(教育実習及び資格取得)	17
基準 4 大学・短期大学の運営と経営	19
I 組織の管理運営	19
II 研究活動・支援	28
III 図書館	30
IV 健康管理センター	31
V 財務	32
VI 学習環境	34
VII 大学と社会の連携	35
VIII 広報・広聴活動	37
基準 5 教育の質保証	40
I 改善・改革	40
4. 令和 5 年度自己点検・評価のチェックリスト	45

1. 本学の現況及び特色

1) 現況

(ア) 名称

東京女子体育大学 体育学部体育学科

東京女子体育短期大学 保健体育学科

こどもスポーツ教育学科

(イ) 所在地：東京都国立市富士見台 4-30-1

(ウ) 学生数及び教員数(令和 6 年 5 月 1 日現在)

学生数：

東京女子体育大学 体育学部体育学科 1,128 名

東京女子体育短期大学 保健体育学科 13 名

こどもスポーツ教育学科 68 名

教員数：

東京女子体育大学 体育学部体育学科 56 名

東京女子体育短期大学 保健体育学科 23 名

こどもスポーツ教育学科 25 名

2) 特色

本学は、日本初の女子体育教師養成学校として創設され、創設時から音楽を応用した体操遊戯を取り入れ、一世紀以上にわたって社会に貢献してきた。建学の精神は、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」である。これは、実質的な創設者の藤村トヨの女性観、教育観により確立したもので、現在でも本学では「女性の感性を生かした体育の実践」を重視している。「多弁」と「巧言令色」を嫌い「不言実行」を大義に、思慮深くて高潔な人格形成を目指した藤村トヨは、学生と寝食を共にしながら全人教育を実践してきた。今日でも、この全人教育は本学の教育信条として学生指導の大きな指針となっている。また、健康の秘訣として藤村トヨが提唱した「腰伸ばせ即腹の力」の教えは、事における精神的構えとして現在でも本学を象徴する教訓として生きている。

2. 自己点検・評価の内容

基準1 使命・目的

領域	項目	小項目
I 教育理念、教育目的	A 建学の精神・教育理念の確立と教育目的の実現	1 建学の精神・教育理念 2 教育目的 3 教育目標 4 3つのポリシー

基準2 学生

領域	項目	小項目
I 学生の受け入れ	A 入学選抜の方法	1 基本方針の策定 2 アドミッション・ポリシー、3つのポリシー 3 選抜選考の時期、方法及び運営
	B 学生の定数	1 学生の定数及び定数の充足状況
	C 選考に関する業務	1 募集要項の内容及び配布 2 試験問題作成と管理と選抜業務 3 合否判定と合格発表に係わる業務
II 学生支援	A 学生支援	1 学力保障 2 各種奨学金 3 授業料の延納・分納 4 学生相談の機能 5 中途退学者・長期欠席者への対策 6 学内風紀の維持、事故の防止、及び美化 7 通学指導・自転車の管理 8 学生生活の援助 9 学生食堂の運営 10 学習支援、学生生活、施設・設備に関する学生の意見・要望等の把握 11 後援会・藤栄会との連携・協力
	B 学生寮の管理・運営	1 寮生の決定 2 寮生の生活指導・管理 3 寮舎及び施設の安全・保守管理
	C 学友会及びクラブ活動の指導・援助	1 学友会組織の指導・援助 2 学友会活動の指導・援助 3 教育課程との関連 4 クラブ活動の評価 5 クラブ活動用施設 6 クラブ指導者 7 クラブ活動補助費ほか 8 学生の海外遠征
III キャリア支援	A キャリア支援	1 就職支援 2 資格取得支援 3 進路指導 4 後援会・藤栄会との連携・協力 5 学生の海外留学・研修

基準3 教育課程

領域	項目	小項目
I 教育課程	A 教育課程の編成	1 学科の理念・目的 2 理念・目的と教育課程 3 3つのポリシー 4 教育課程の編成 5 教育課程の内容
	B 教育課程の運営	1 教育課程の運営の改善・充実 2 時間割の編成 3 留学生の受け入れ 4 研究生・委託生等の受け入れ
II-1 教育指導(授業内容及び単位)	A 授業内容・教育方法の工夫・改善	1 授業時数の確保 2 授業計画(シラバス)に基づく授業の実施 3 授業計画・方法の改善 4 学習及び授業の支援
	B 単位認定・卒業・修了	1 単位認定の基準及び方法 2 編入学等における履修単位等の取扱い 3 卒業・修了認定の基準 4 3つのポリシー
	C 互換	1 単位互換の取扱い
II-2 教育指導(教育実習及び資格取得)	A 学習目標	1 達成計画の策定 2 達成状況の把握 3 達成計画の見直し
	B 教育・保育実習の運営	1 実習校(園、保育所、施設)の決定 2 事前・事後の指導 3 教育・保育実習の意義 4 実習校(園、保育所、施設)への教員の訪問 5 教育・保育実習の単位認定 6 教育・保育実習の改善 7 教育委員会等との連携
	C 実践演習の実施	1 教職(保育)実践演習、観察実習の実施
	D 介護等体験の運営	1 オリエンテーション 2 介護等体験の意義 3 社会福祉施設・特別支援学校との連携 4 介護等体験の改善
	E 資格取得	1 資格取得支援 2 社会体育施設実習 3 教職ラーニングステーションの運営 4 情報公開

基準4 大学・短期大学の運営と経営

領域	項目	小項目
I 組織の管理運営	A 法人の管理運営	1 理事会の構成・機能・運営 2 監事の業務 3 評議員会の運営
	B 大学・短期大学の管理運営	1 大学・短期大学の運営 2 教授会の運営 3 各種委員会の設置と運営
	C ガバナンス	1 ガバナンス
	D 事務組織	1 事務の執行体制の適切性 2 SD活動
	E 教員組織	1 教員組織の適切性 2 FD活動
	F 人事管理	1 人事管理の適切性 2 教学部門と管理部門の連携
II 研究活動・支援	A 教員の研究活動	1 研究活動 2 研究成果
	B 研究助成活動	1 女子体育研究所の運営及び研究体制 2 研究助成
III 図書館	A 図書館	1 図書館の運営 2 資料の収集・整備 3 施設・設備各種スペース 4 職員の配置・研修
IV 健康管理センター	A 健康管理	1 センターの運営 2 学生、教職員の相談の機能 3 定期健康診断 4 応急処置等 5 施設・設備、医薬品等の管理 6 学内衛生、事故の防止等
V 財務	A 経営	1 経営 2 財務基盤と収支
	B 予算・決算	1 予算の編成 2 予算の執行・決算
	C 財務管理	1 財源の維持 2 財務状況の点検
VI 学習環境	A 校地・校舎・施設・設備	1 校地面積 2 施設・設備
	B 維持管理	1 施設設備等の維持管理
VII 大学と社会の連携	A 国際社会との連携	1 海外の大学等との連携・交流 2 海外からの指導者の招致 3 学生の海外留学・研修
	B 地域社会との連携	1 公開講座 2 地域への指導者の派遣 3 地域への実技の公開
	C 連携	1 後援会との連携 2 同窓会との連携
VIII 広報・広聴活動	A 広報活動	1 広報誌等 2 オープンキャンパス 3 学生募集活動 4 広報活動の媒体 5 広聴活動の機会

基準5 教育の質保証

領域	項目	小項目
I 改善・改革	A 自己点検・評価	1 自己点検・評価 2 学生第三者による評価 3 第三者による評価
	B 改善・改革	1 改善・改革のためのシステム
	C 事業計画	1 事業計画の点検

3. 基準ごとの自己点検・評価

基準1 使命・目的

I 教育理念、教育目的

チェックリスト (P. 45) 参照

【担当部署：◎企画調査室・総務課】

領域	項目	小項目
I 教育理念、 教育目的	A 建学の精神・教育理念の 確立と教育目的の実現	1 建学の精神・教育理念 2 教育目的 3 教育目標 4 3つのポリシー

〔現状説明・令和4年度からの改善状況〕

I-A 建学の精神・教育理念の確立と教育目的の実現

1) 建学の精神・教育理念

本学の建学の精神は、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」であり、これは本学の実質的な創設者である藤村トヨの女性観、教育観により確立したものである。

建学の精神を尊重しつつ、教育理念、教育目的、教育目標を一体的に形成するため令和2年度に見直しを行い、令和3年度から教育理念は、「東京女子体育大学・東京女子体育短期大学は建学の精神に基づき、体育・スポーツの知の獲得と深い洞察力を身に付け、運動文化伝承の担い手として、凛とした次世代のリーダーとなる人材を育成します」としている。

2) 教育目的

教育目的は、前述の見直しにより、次のとおりとしている。

・大学

本学は、体育・スポーツの専門的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

・短期大学

本学は、体育・スポーツの実践的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

3) 教育目標

教育目標は、前述の見直しにより、令和4年度入学生から次のとおり改正した。

・大学 体育学部 体育学科

1. 一般教養及び体育・スポーツの専門教養を学び、状況を適切に判断し、行動に移す能力の獲得
2. 専門的な知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力の獲得
3. 教え合い、学び合うことで培われる人間性の涵養とコミュニケーション能力の獲得

・短期大学 保健体育学科

1. 一般教養及び体育・スポーツの専門知識・技能を学び、状況を適切に判断し、行動に移す能力の獲得
2. 体育・スポーツを通しての実践的な思考力、判断力、表現力の習得と、主体的、自律的な意欲や姿勢の獲得
3. 教え合い、学び合うことで培われる人間性の涵養とコミュニケーション能力の獲得

・短期大学 こどもスポーツ教育学科

1. 一般教養及びこどもの身体性の専門知識を学び、状況を適切に判断し、行動に移す能力の獲得
2. 「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」による、実践的な思考力、判断力、表現力の獲得
3. 教え合い、学び合うことで培われる人間性の涵養とコミュニケーション能力の獲得

4) 3つのポリシー

3つのポリシーについては建学の精神、教育理念を踏まえ、教育目的の人材育成を達成するため、学位授与に必要な能力を学修成果として、学科ごとにディプロマ・ポリシーを3大別7細別に定めている。ディプロマ・ポリシーにおける学修成果を身に付けるため、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成し、当該2つのポリシー(方針)のもとに、受け入れる学生に求める能力をアドミッション・ポリシーとして定めている。

高等学校の学習指導要領改訂を受け、高大接続を意識し令和7年度入学生からのカリキュラムを改定することを決定し、新たな教育目標と3つのポリシーを策定した。

〔長所・特色〕

「多弁」と「巧言令色」を嫌い、「不言実行」を大義に、思慮深く高潔な人格形成を目指した藤村トヨが、学生と寝食を共にしながら実践してきた全人教育は、本学の教育信条として学生指導の大きな指針となっており、健康の秘訣として、藤村トヨが提唱した「腰伸ばせ即腹の力」の教えは、精神的構えとして現在でも本学を象徴する教訓として生きている。本学は、日本初の女子体育教師養成学校として創設され、創設時から音楽を使った体操遊戯を取り入れ、一世紀を超えて社会に貢献をしている。今後も本学は、知の伝承により優れた人材を育成し、創造的な研究に励み、もって教育研究の成果を還元していくことで社会に貢献していく。

〔取り組み上の課題と改善案〕

特になし

基準 2 学生

I 学生の受け入れ

チェックリスト (P. 45) 参照

【担当部署：入試課】

領域	項目	小項目
I 学生の受け入れ	A 入学者選抜の方法	1 基本方針の策定 2 アドミッション・ポリシー、3つのポリシー 3 選抜選考の時期、方法及び運営
	B 学生の定数	1 学生の定数及び定数の充足状況
	C 選考に関する業務	1 募集要項の内容及び配布 2 試験問題作成と管理と選抜業務 3 合否判定と合格発表に係わる業務

〔現状説明・令和4年度からの改善状況〕

I-A 入学者選抜の方法

入学選考に関する基本方針は、本学の建学の精神・教育理念ならびにアドミッション・ポリシーに沿って公正かつ妥当な入学試験を実施するため、『入学試験要綱』の作成を入試委員会において審議し教授会で諮り決定している。令和3年度から入試委員会でアセスメントチェックを実施し、その結果の分析を踏まえ、入学者選抜の計画・充実に資するよう改善に努めている。

入学選考の日程については、「大学入学者選抜実施要領(文部科学省通知)」を踏まえ、出願者数の傾向に応じて日程を調整している。また、大学の行事等も鑑みた上で、入試委員会にて審議し教授会で諮り決定した。

入学者選考の方法としては、総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜・共通テスト利用選抜(大学のみ)と、4種類(短期大学は3種類)の選抜試験を実施している。総合型選抜と学校推薦型選抜では面接試験(一部小論文)、一般選抜と共通テスト利用選抜では学力(筆記)試験を課し、学力の3要素も踏まえ、多面的・総合的に合否を決している。

令和6年度入試(令和5年度実施)では、前年に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策と遠方からの受験者に配慮してオンライン面接を導入した。総合型選抜は、新たに1月にも実施(試験回数増)、また総合型選抜「特別(卒業生等推薦)」に同窓会である「藤栄会」推薦の区分を設け拡充した。一般選抜には、これまでの学力試験重視の試験(A方式)に加え、より運動競技歴に比重を高くした試験(B方式)を設ける等、受験生の増加を見込んで試験方法の改善を行った。

入試の実施に当たっては、試験ごとに適切な人員配置(問題作成委員、採点員、面接員等)を割り付け、教授会において周知した。さらに入試委員や入試業務担当者に、試験実施要項や面接ハンドブックを配布するなど、入試業務の周知徹底が図られている。

I-B 学生の定数

入学定数については、入試委員会において入試結果分析により検証・審議し、翌年度の入学定数を検討している。令和6年度(令和5年度実施)入試では、短期大学保健体育学科が学生募集停止となったため、全体の入学定員は減員となったが、大学と短期大学こどもスポー

ツ教育学科の入学定員に変更はなかった。試験回数の増加、年内試験への比重の高まり等を考慮し、試験区分ごとの募集人員の見直しを行った。

年度末には、当年度の入試結果とともに経年の入学者数の状況変化等を理事会・教授会に報告している。

I-C 選考に関する業務

学生募集要項は、志願者にとって分かりやすい内容・表現・構成等を検討し、公表においては冊子及び本学ホームページで行っている。また、簡易版の入学試験案内を作成し、入試の概要を分かりやすくする工夫を行っている。

試験問題は、学長が入試問題作成委員を委嘱し、大学・短期大学所属の専任教員が適切に作成している。試験問題は、入試部長のもと入試課の金庫において厳重に管理している。

合否判定は入試委員会が判定原案を作成し、入試判定教授会で審議し決定している。判定や合格発表等の作業に当たっては、作業者の入試委員・入試課職員が読み合わせを行い、ダブルチェック体制を厳格化するなど、ミスのないように努めている。

〔長所・特色〕

入学者選抜は、毎年作成している『入学試験要綱』に沿って実施している。『入学試験要綱』の作成に当たっては、前年までの状況や課題を踏まえ、入試委員会で改正の骨子をまとめ、理事会・教授会に諮った上で、毎年見直しを図っている。

総合型選抜では、「一般」「スポーツ」「特別」の3区分を設け、さらに「スポーツ」のもとに「アスリート」「探究」、「特別」のもとに「卒業生等推薦」「社会人アスリート」「帰国生徒」「留学生」と、より細かい小区分を設けている。いずれも出願書類審査と試験日の面接(20分)により合否を判定している。(場合により運動競技歴書も必要)

学校推薦型選抜では、「公募」「指定校」「スポーツ」の3区分を設けている。出願書類審査と試験日の面接(6分)により合否を判定している。('公募'の場合は、小論文試験も課していたが、令和7年度入試から「公募」区分の廃止が決まっている)

一般選抜では、「国語」と「英語」の筆記試験(大学は2科目、短期大学は1科目選択と運動競技歴換算点(こどもスポーツ教育学科除く))により合否を判定している。

共通テスト利用選抜(大学のみ)では、共通テストにおける「国語」(必須)と「英語」または「数学」(選択)の2科目の筆記試験に運動競技歴換算点を加算した合計点により合否を判定している。(令和7年度入試からは「情報」も選択可能となる)

これらの多様でそれぞれ特徴的な選抜試験を実施することにより、受験生の選択の幅を広げ、受験機会の充実に努めている。また、ろう学校の生徒の受験に対しては、手話通訳を依頼する等、障がいのある受験生に対しても種々の配慮を行うなど、多様な学生の受け入れに関する配慮を行っている。優秀な学生を確保するための方策としては、平成31年度入試からスカラシップ制度を導入している。

令和3年度入試(令和2年度実施)から導入したWeb出願システムは、修正・改善をしながら運用しており、受験生の出願の利便性を高めるだけでなく、提出書類の不備の軽減などに役立っている。

入学者選抜の実施に当たっては、入試委員会の教員・入試課の職員だけでなく、ほぼすべ

ての専任教職員の協力を得ながら、全学的に総力を挙げて実施している。大学入試センター実施の共通テストの当日業務については、共同実施の亜細亜大学に教職員が出向いて監督業務等を実施している。

〔取り組み上の課題と改善案〕

入学者全体に対する試験区分ごとの入学者数の割合を見ると、年内入試（総合型選抜（9月）・（10月）と学校推薦型選抜）の比重が非常に大きくなっている。近年では、学校推薦型での出願、特に指定校での出願数に大幅な減少が見られるので、指定校への新たなアプローチが課題となる。また、一般選抜・共通テスト利用選抜については、受験者が極端に少ないため入学者確保につながっていない。（令和6年度共通テスト利用選抜では入学者なし）これらの実績を踏まえ、試験の時期や回数、試験ごとの入学予定者数については、随時適切な見直しを図る必要がある。

受験生の受験機会を増やすべく、令和6年度入試では、卒業生等推薦の推薦者の該当要件をさらに拡充し、小学校教員やスポーツクラブ指導者も対象とした。今後さらに、高大連携協定校からの出願を見込んだ区分を設ける等、新たな試験制度を構築する。

オンライン面接については、当初は新型コロナウイルス感染症対策として導入したが、遠方からの受験生の負担を軽減するなど受験機会の増加にもつながっている。令和6年度入試では対面式面接の併用が決まっており、今後の試験方法の検討が求められる。

II 学生支援

チェックリスト(P. 46)参照

【担当部署：◎学生課・教務課(教務係)・財務課・入試課・総務課】

領域	項目	小項目
II 学生支援	A 学生支援	1 学力保障 2 各種奨学金 3 授業料の延納・分納 4 学生相談の機能 5 中途退学者・長期欠席者への対策 6 学内風紀の維持、事故の防止、及び美化 7 通学指導・自転車の管理 8 学生生活の援助 9 学生食堂の運営 10 学習支援、学生生活、施設・設備に関する学生の意見・要望等の把握 11 後援会・藤栄会との連携・協力
	B 学生寮の管理・運営	1 寮生の決定 2 寮生の生活指導・管理 3 寮舎及び施設の安全・保守管理
	C 学友会及びクラブ活動の指導・援助	1 学友会組織の指導・援助 2 学友会活動の指導・援助 3 教育課程との関連 4 クラブ活動の評価 5 クラブ活動用施設 6 クラブ指導者 7 クラブ活動補助費ほか 8 学生の海外遠征

〔現状説明・令和4年度からの改善状況〕

Ⅱ-A 学生支援

本学では、令和5年度も学期末に学力保障期間を設け、単位修得に対して学力が不足している学生へのフォロー体制を構築した。聴覚に障害のある学生に向けては、情報保障としてノートテーカーを配置して、状況に特化した支援を展開している。令和5年度においては、令和6年4月から合理的配慮が義務化されることに伴い、FD研修会を開催し、本学全体での理解の促進を図った。

また、学生が充実した学生生活を過ごすことができるよう授業ガイダンス、クラブ活動、学友会活動、キャリア支援や学内でのルール・マナー等についての説明を年度当初にフレッシュウィークとして集中的に開催している。

経済的な支援としては、大きく学外奨学金と学内奨学金に区分される奨学金制度が挙げられる。

学外奨学金としては、日本学生支援機構による奨学金のほか、地方自治体・団体等による奨学生制度があり、それぞれ募集開始に伴い説明会等の案内をUNIVERSAL PASSPORTや掲示にて学生に周知している。

学内奨学金としては、学校法人藤村学園育英奨学生、学校法人藤村学園スポーツ奨学生、学校法人藤村学園藤村トヨ奨励金、学校法人藤村学園スポーツ特別奨学生、学校法人藤村学園スカラシップ制度、国際競技大会激励金が規定化されており、奨学生は各奨学制度の基準に則って奨学生選考委員会等において適正に審査、選考されている。

なお、学内の各奨学制度の概要は以下のとおりである。

1) 学校法人藤村学園育英奨学生

建学の精神に基づき、学習や競技活動等に真摯に取り組み、優れた資質を有する学生のうち、修学を継続するために経済的援助を必要とする者に対して学資を支援する制度。

2) 学校法人藤村学園スポーツ奨学生

国際競技大会や全国規模の大会で優秀な競技成績を挙げた学生を表彰するとともに奨学金を授与し、競技活動を奨励・支援する制度。

3) 学校法人藤村学園藤村トヨ奨励金

学業成績その他の活動を含め、建学の精神に則り模範となる学生に対し、表彰及び奨励金を授与する制度。

4) 学校法人藤村学園スポーツ特別奨学生

建学の精神及び教育理念のもと、本学での活躍が期待される競技成績の優秀な学生を支援することを目的とした制度。

5) 学校法人藤村学園スカラシップ制度

建学の精神に基づき、本学の教育理念を理解し、対象の入学試験において優秀な成績を修め、他の学生の模範となる学生に対し、奨学金を支給する制度。

6) 国際競技大会激励金及び報奨金

オリンピック、FISU ワールドユニバーシティゲームズ等の国際競技大会の日本代表として出場する学生に対して激励金を授与し、その競技成績に応じて報奨金を授与する制度。

本学では、学生相談の充実のため、①担当教員による相談②臨床心理士等によるカウンセ

リング③学生相談箱の設置を行っている。

学生生活を送る上での学業、進路や人間関係等の悩みや相談については、グループ担任・ゼミ担任によるきめ細かい指導や相談に応じる体制を整えるとともに、学生委員や健康管理センター等の教職員が相談を受け付けている。

オフィスアワーとしては、一週間の中で各教員が必ず研究室にいる時間を定め、学生からの質問や相談に対し効率的に当たれるように対応している。

さらに、学内2か所に学生相談箱を設置し、プライバシーを厳守した上で悩みや相談の把握に努めている。

退学や休学を申し出た学生については、グループ担任・ゼミ担任及び教務係員との面談等を通して状況の把握に努め、状況に則した指導・助言を行っている。年度ごとに退学者数の傾向及び原因の分析は行っているが、改善策を講じる必要がある。

本学では、東京女子体育大学学則第54条の2第4項及び東京女子体育短期大学学則第53条の2第4項に基づき、令和4年4月1日付けで学生懲戒規程を施行し、学内風紀の維持に努めている。

また、本学の建学の精神を体現し、法令、社会的常識及び倫理等を遵守することを念頭に東京女子体育大学・東京女子体育短期大学学生行動規範を策定し、令和5年度から運用を開始している。

学生支援という面での後援会と藤栄会(同窓会)が果たしている役割はとて大きく、後援会は、本学在学生の保護者で組織され、学園の発展と学生の修学、厚生福祉を図ることを目的に本学と一体となり事業活動を行って学生支援に努めており、藤栄会は、本学卒業生を会員として、会員相互の親睦、学園の隆盛・発展、女子体育・教育の向上を目的に事業を展開し、本学と連携・協力して学生支援に努めている。

II-B 学生寮の管理・運営

本学学生寮であるふじ寮では、入学試験に伴う合格発表の際に入寮希望のある学生から申し込みを受け付け、新規入寮手続きをとっている。また、例年10月頃を目途に、寮生を対象として次年度の入寮継続の意思を確認する調査を実施している。

ふじ寮では、学生委員の中から選出された2名の教員が寮監として寮生の生活指導に当たっている。また、学生課に所属する寮生指導員2名を配置し、寮の管理運営について寮監を補佐して学生指導を行い、寮内の日常業務の管理に当たっている。

安全・保守管理については、寮生指導員(2名)が常駐して日常的に寮を管理し、設備に不具合等が生じた際には管財課に連絡、相談し、迅速に修繕等の対応をすることで施設の保全に努めている。また、警備員の巡回経路にも組み入れており、防犯上の安全を強化している。

食堂・調理室は、衛生管理を最重要課題として捉え、専門業者に管理・運営を委託して食品衛生法に基づき適正に対応している。

II-C 学友会及びクラブ活動の指導・援助

学友会の役員は、会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、監査2名で構成されており、会長はクラス代表及びクラブ代表として選出された代議員の中から全会員による選挙に

て選出されている。学友会の役員決定、組織活動、予算執行、広報活動及び組織活動に係る諸届出は、学生委員会・学生課を中心に指導・援助を行っている。

学友会の主たる活動の一つである藤園祭(学園祭)の企画・運営については、学生委員会・学生課を中心とする教職員が学生の支援に当たっている。

学友会クラブの総数は 47 団体あり、競技スポーツ系(26)、レクリエーション・スポーツ系(6)、芸術系(1)、文化系(2)、社会系(1)、サークル(2)、活動承認クラブ(9)が活動している。令和 5 年度のクラブ所属人員(大学・短期大学 合計)は、5 月 1 日時点で 847 名であり、加入率は 63.4%となっている。

クラブ活動は、学生生活を豊かにし、自主性、協調性、責任感、リーダーシップ等、社会において当然に必要とされる素地を涵養するものであり、授業や実習等の教育課程に加え、計画的に活動していくことが極めて重要である。

クラブ活動の内容は、各団体により程度の差はあるものの、各クラブにおける部長、監督、コーチ及び学外指導者といったクラブ指導者の管理監督のもと、学生生活に支障をきたすことなく練習に取り組み成果を挙げている。

クラブ活動の拠点となる施設・設備は、これまで学園のキャパシティに合わせて継続的に整備を行ってきているところである。

〔長所・特色〕

後援会が主催する保護者懇談会は、全国の支部ごとに開催されており、本学も全面的に協力をしている。教員を現地に派遣して対面により保護者と面談を実施することで、学生の状況について生の声を保護者に報告している。保護者からは学生に関する相談等も寄せられており、学生一人一人へのきめ細かい指導と保護者との情報の交換、提供を介した緊密な関係づくりに取り組んでいる。

学生支援全体として、グループ担任・ゼミ担任が大きく関わりながら進めている状況である。

〔取り組み上の課題と改善案〕

- ・令和 6 年 4 月からの合理的配慮の義務化に伴い、学園全体として学生にどの様に取り組んでいくかを検討していく必要がある。
- ・学生寮(ふじ寮)は、竣工から 9 年が経過しており、これまでは全寮生による 1 日 15 分間の共用部清掃を実施し、清掃業者による週 2 回の日常清掃と年 2 回の定期清掃の実施により対応していたが、年数経過による施設の自然劣化や通常損耗に加え、鳩のフン害やカビの発生など、建物全体の汚れが進行しているため、業者による清掃の強化等、現在対応中である。
- ・学生のメンタルヘルスの重要性に鑑み、臨床心理士等によるカウンセリングを強化・充実させていく。
- ・クラブ活動のより一層の充実を目指し、補助費の全体的な枠組みを検証する。

Ⅲ キャリア支援

チェックリスト(P.47)参照

【担当部署：◎キャリア支援課・教務課(教職係)】

領域	項目	小項目
Ⅲ キャリア支援	A キャリア支援	1 就職支援 2 資格取得支援 3 進路指導 4 後援会・藤栄会との連携・協力 5 学生の海外留学・研修

〔現状説明・令和4年度からの改善状況〕

Ⅲ-A キャリア支援

1) 就職支援

キャリア支援委員会はキャリア支援課と連携し、年間計画を作成し、キャリア支援に取り組んでいる。令和3年度から実施している個別面談を、学年別の実施時期を変え継続して行い、面談で得た情報はキャリア支援課内で共有し、その後の就職支援に生かしている。特に、教職センターや教職ラーニングステーションとは、就職・資格取得に関して連携を深め、学生がキャリア支援課と教職ラーニングステーションをそれぞれ利用できるよう、情報を共有しながら支援している。

なお、障害のある学生に対しても同様に、個別面談や外部講師による就職ガイダンスを実施するなどの支援を行っている。

2) 資格取得支援

資格取得に特化したガイダンスを学生が参加しやすい昼休みに開催するとともに、ホームページに「資格取得の手引き」を掲載し、情報提供を行っている。

健康運動実践指導者・健康運動指導士の受験希望者には、対策講座を実施した。また、日赤救急法、日赤水上安全法は、希望者が講習会を受け、全員資格取得している。

なお、新たに以下3団体4つの資格の養成校として承認された。

- ・令和5年度在学生より対象：

日本トレーニング指導者協会認定「トレーニング指導者(JATI-ATI)」

- ・令和6年度入学生より対象：

全国体育スポーツ系大学協議会認定「JPSU スポーツトレーナー」

- ・令和7年度入学生より対象：

日本レクリエーション協会認定「レクリエーション・インストラクター」

「スポーツ・レクリエーション指導者」

さらに、理学療法士、鍼灸師、看護師等の国家資格取得を目指す学生への支援として、3校の専門学校と協定を締結したことにより、推薦(指定校)制度や入学金、学費等の費用が免除・減免されることとなった。あわせて、専門学校社会医学技術学院においては、本学在学時から科目履修生として学ぶと同時に、本学での授業の一部が単位互換される制度も整えた。

3) 進路指導

キャリアコンサルタントを配置し、就職活動に対する相談、応募書類添削、面接練習等、アドバイスを行う「キャリアカウンセリング」を受け付け、指導を行っている。

年間計画をもとに、4月のフレッシュウイークにて学年・学科別に就職活動における注意事項やインターンシップ等の説明をするとともに、公務員対策・SPI対策等の試験対策に特化した対策講座と、就職活動全般を理解するための就職対策講座を開講している。

学内企業説明会においては、本学卒業生と直接話ができる機会も設け、年間を通じて開催した。また、平成29年度から単位化されている「インターンシップ」「キャリアトレーニング」については、就職意識の向上を目指し、15時間の実習を含めた授業を展開している。

また、キャリア支援の充実及び就職先確保のために企業へのインタビューを実施するとともに、今後の進路指導へ生かすために、卒業生に対し、進路状況や本学での学んだ力について確認するためのアンケートを行った。

4) 後援会・藤栄会との連携・協力

卒業生の就職情報やキャリア支援課の取り組みなどを後援会及び藤栄会に連絡し共有している。

5) 学生の海外留学・研修

学生より海外留学又は研修についての希望・相談があった場合は、状況を確認し、教務課への相談を案内するようにしている。

〔長所・特色〕

新たな資格(3団体4資格)の養成校として承認されたこと、理学療法士等の国家資格取得希望者向けに、3校の専門学校と協定を締結したことにより、学生の進路の幅がより広がることになっている。

また、学年別に実施している「個別面談」は、早い時期からの就職活動について意識することができ、キャリアカウンセリングの利用や就職対策講座・学内企業説明会・ガイダンスの参加へつなぐことができた。

〔取り組み上の課題と改善案〕

卒業後の進路について、早い段階から意識づけさせるため、キャリアセンター主催で実施するガイダンスや対策講座等への参加を促す対策を検討する。また、キャリアに関する授業の内容を、より充実させるとともに、学生の要望を把握し、より活用しやすいキャリアセンターを目指す。

基準3 教育課程

I 教育課程

チェックリスト(P.47)参照

【担当部署：◎教務課(教務係)・企画調査室】

基準3 教育課程

領域	項目	小項目
I 教育課程	A 教育課程の編成	1 学科の理念・目的 2 理念・目的と教育課程 3 3つのポリシー 4 教育課程の編成 5 教育課程の内容
	B 教育課程の運営	1 教育課程の運営の改善・充実 2 時間割の編成 3 留学生の受け入れ 4 研究生・委託生等の受け入れ

〔現状説明・令和4年度からの改善状況〕

I-A 教育課程の編成

令和5年度も教育目的を踏まえ、教育課程を編成してきた。教育課程は学則別表に示されており、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。

令和5年度は編成中である令和7年度カリキュラムにおける学年配当等の検討を開始し、カリキュラム体系について総合的なまとめを開始した。

I-B 教育課程の運営

令和5年度も1コマ90分での授業展開で実施した。時間割編成については、本学の施設を十分に活用できるように工夫し、学生全員が本学施設を多様に利用できるように配慮した。前期・後期の授業開始前のオリエンテーションにおいてカリキュラム体系の説明等を実施し、卒業まで計画的に学習を進められるように指導・支援をしている。今後の課題としては、令和7年度カリキュラムの導入から完成年度の令和10年度まで毎年度、複数カリキュラムの展開となるため、時間割編成の工夫、科目読替えの設定を行い、学生に対してこれらの理解を促していくことである。

令和5年度は留学生が1名在籍し、科目等履修生については大学・短期大学ともに受け入れをした。なお、社会人研究生等の受け入れはなかった。

〔長所・特色〕

令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、原則として面接授業及び定期試験を実施することができた。

〔取り組み上の課題と改善案〕

令和5年度は、原則として全授業を面接授業としたがコロナ禍で得た授業の実施方法等もあるため、前期は夏季休業期間、後期は冬季休業期間に1コマ分の授業を遠隔授業として実施した。遠隔授業における課題もあるため、今後は面接授業と遠隔授業を教育的効果の側面から検討していくことが課題と考える。

II-1 教育指導(授業内容及び単位)

チェックリスト(P. 47) 参照

【担当部署：◎教務課(教務係)・企画調査室】

領域	項目	小項目
II-1 教育指導(授業内容及び単位)	A 授業内容・教育方法の工夫・改善	1 授業時数の確保 2 授業計画(シラバス)に基づく授業の実施 3 授業計画・方法の改善 4 学習及び授業の支援
	B 単位認定・卒業・修了	1 単位認定の基準及び方法 2 編入学等における履修単位等の取扱い 3 卒業・修了認定の基準 4 3つのポリシー
	C 互換	1 単位互換の取扱い

〔現状説明・令和4年度からの改善状況〕

II-1-A 授業内容・教育方法の工夫・改善

令和5年度も引き続き1コマ90分15週で授業を行い、授業時数を確保した。また、15週とは別に補講期間及び定期試験期間、学力保障期間を設けている。授業はシラバスに則して実施されており、そのシラバスはガイドラインに則して作成し、毎年見直しを図っている。コロナ禍で進めてきた遠隔授業の方法も活用し、教育方法には工夫を施している。

II-1-B 単位認定・卒業・修了認定

単位認定基準は、「学則第7章 課程の履修及び単位授与」及び「授業科目の履修等に関する内規」に明記している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定は、本学での修得のほか、他大学等や大学以外の教育施設、入学前の既修得単位も含まれている。既修得単位については、成績評価「認定」と表記している。令和4年度から厳格化した「保留期間」に対しては、令和5年度は前期及び後期に保留に関する通知を学生に行い、保留の解除に向けた取り組みを促した。卒業・学位認定基準は、「学則第8章 卒業及び学位授与」、「東京女子体育大学学位規程」、「東京女子体育短期大学学位規程」、そして「卒業認定に関する内規」に明記している。令和4年度からの変更点等は特になく、基準に則して9月30日付及び3月20日付卒業を認定した。

II-1-C 互換

単位互換については、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学相互の単位互換に関する規程及び細則に基づき取り扱っている。令和5年度は、短期大学保健体育学科の学生が資格取得、教育職員免許状取得のために本制度を活用して大学体育学部の授業を履修した。

〔長所・特色〕

これまで同様に、体育大学の特性である実技授業ではグループワークを取り入れ、学生相互に協力し、教え合い学び合いながら技術の習得や指導力の向上につなげている。本学では聴覚に障がいのある学生を受け入れており、講義科目ではノートテーカー及びパソコンテーカーを配置し学習支援を行っている。実技科目ではテーカーを配置せずに学生同士の教え合

い学び合う姿勢をもって実施し、相互の教育効果を上げている。また、ゼミ活動等において「UD トーク」や「音声文字おこし」のほか、学生から推奨されたその他のアプリケーションを活用し、学習支援を行っている。

〔取り組み上の課題と改善案〕

令和5年度もコロナ禍前の状態に戻すべく基本面接授業を実施したが、教育の質的観点から15週の授業の内1回を長期休業期間中に遠隔で実施し、学生の学びを深める時間として位置づけている。しかしながら、遠隔授業として捉えられる基本事項が変化しつつあり、これまでの実施方法では遠隔授業とはみなされない場合があるため、授業の在り方については令和4年度に引き続き見直しが必要と考える。

II-2 教育指導(教育実習及び資格取得)

チェックリスト(P.48)参照

【担当部署：◎教務課(教職係)・キャリア支援課】

領域	項目	小項目
II-2 教育指導(教育実習及び資格取得)	A 学習目標	1 達成計画の策定 2 達成状況の把握 3 達成計画の見直し
	B 教育・保育実習の運営	1 実習校(園、保育所、施設)の決定 2 事前・事後の指導 3 教育・保育実習の意義 4 実習校(園、保育所、施設)への教員の訪問 5 教育・保育実習の単位認定 6 教育・保育実習の改善 7 教育委員会等との連携
	C 実践演習の実施	1 教職(保育)実践演習、観察実習の実施
	D 介護等体験の運営	1 オリエンテーション 2 介護等体験の意義 3 社会福祉施設・特別支援学校との連携 4 介護等体験の改善
	E 資格取得	1 資格取得支援 2 社会体育施設実習 3 教職ラーニングステーションの運営 4 情報公開

〔現状説明・令和4年度からの改善状況〕

II-2-A 学習目標

別添「令和5年度教職課程自己点検評価報告書」のとおり

II-2-B 教育・保育実習の運営

別添「令和5年度教職課程自己点検評価報告書」のとおり

II-2-C 実践演習の実施

別添「令和5年度教職課程自己点検評価報告書」のとおり

Ⅱ-2-D 介護等体験の運営

別添「令和 5 年度教職課程自己点検評価報告書」のとおり

Ⅱ-2-E 資格取得

別添「令和 5 年度教職課程自己点検評価報告書」のとおり

教職センターとキャリア支援課の連携を密にし、各資格取得にむけた説明会や対策講座の開講が重複しないよう、日程調整を行った。また、公務員志望者や一般企業の SPI 試験受験者等についても教職ラーニングステーションを利用できるよう、連携を進めた。

なお、「社会体育施設実習」に関しては、キャリア支援課で担当しているが、ここ数年希望者がなく実施されていない。

〔長所・特色〕

別添「令和 5 年度教職課程自己点検評価報告書」のとおり

〔取り組み上の課題と改善案〕

別添「令和 5 年度教職課程自己点検評価報告書」のとおり

基準 4 大学・短期大学の運営と経営

I 組織の管理運営

チェックリスト(P.49)参照

【担当部署：総務課】

領域	項目	小項目
I 組織の管理運営	A 法人の管理運営	1 理事会の構成・機能・運営 2 監事の業務 3 評議員会の運営
	B 大学・短期大学の管理運営	1 大学・短期大学の運営 2 教授会の運営 3 各種委員会の設置と運営
	C ガバナンス	1 ガバナンス
	D 事務組織	1 事務の執行体制の適切性 2 SD活動
	E 教員組織	1 教員組織の適切性 2 FD活動
	F 人事管理	1 人事管理の適切性 2 教学部門と管理部門の連携

〔現状説明・令和4年度からの改善状況〕

I-A 法人の管理運営

1) 理事会の構成・機能・運営

本学では、学校法人藤村学園寄附行為第6条第1項に、役員の定数を「理事9人、監事2人」と規定しており、令和5年5月1日現在、理事、監事とも定数を充足している。

寄附行為第17条第2項に、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定しており、理事会を法人業務の最高議決機関として位置づけている。理事会は、大学(短期大学)の目的である「体育・スポーツの専門的(実践的)な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成する」ことを達成するために、必要な運営上の措置について意思決定を行い、大学・短期大学の適切な運営に努めている。理事会の決定事項は、学校法人藤村学園理事会業務委任規則第2条に以下のとおり定めている。

【表 学校法人藤村学園理事会業務委任規則(抜粋)】

(理事会の決定事項)

第2条 理事会は学園の業務について、次の各号に関する事項を決定する。

- 一. 学園が設置する大学の管理・運営に関する基本方針
- 二. 理事会が行う理事、評議員及び理事長の選任
- 三. 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び重要な資産の処分に関する事項
- 四. 決算の承認
- 五. 寄附行為の変更
- 六. 合併及び解散
- 七. 収益事業に関する重要事項

- | |
|---|
| 八. 学則及び教授会規程の制定及び変更
九. その他理事会の定める規程の制定及び変更
十. 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例にわたる事項 |
|---|

理事会は、寄附行為第 17 条に基づき、原則として毎月 1 回開催している。毎年 3 月の理事会においては、寄附行為第 33 条により、翌年度の予算及び事業計画に係る重要事項が審議される。5 月の理事会においては、前年度の事業報告及び決算に関する審議が行われるほか、監事から前年度の監査報告が行われている。

理事会の開催については、寄附行為第 17 条第 10 項に「理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。」と規定し、議決権の行使については、「出席した理事の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。」と規定しており、意思決定のプロセスについても適切に規定し、運営している。また、理事のうち 1 名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しないとして理事代表権を制限している。

理事長は、寄附行為第 22 条に基づき、予算、事業計画、寄附行為の変更等、重要事項の決定に当たっては、あらかじめ評議員会の意見聴取を行っている。

また、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、理事長のリーダーシップのもと、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令を遵守しており、法改正等に対しても適切に対応している。

理事の選任については、寄附行為第 7 条に次のとおり規定している。

【表 寄附行為(抜粋)】

(理事の選任)

第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- | |
|--|
| 一. 学長 |
| 二. 評議員のうちから評議員会において選任された者 3 人 |
| 三. 学識経験者(学長又は評議員であるものを除く。)のうち理事会において選任された者 5 人 |

令和 5 年 5 月 1 日現在、理事は 9 名であり、理事会の出席状況は良好である。また、やむを得ず理事会に出席できない場合は、必ず委任状を提出し、その意思を明確に表している。

さらに、本学は、寄附行為第 47 条に基づき、法人の経営及び管理運営を円滑に進めるために、平成 24 年 4 月に常任理事会を設置し、毎週水曜日に会議を開催している。

常任理事会の構成員は、理事長及び寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号(学長)及び第 2 号(評議員から選任)に定める理事とし、理事長が必要と認める場合には、理事会の承認を得て、同第 3 号(学識経験者)に定める理事のうちから、期間を定めて、常任理事を指名することができるとしている。

理事長は常任理事会を招集し、その議長となり、議事を総括する。常任理事会は次の事項

を所掌し、理事会の付託に応じており、理事会の意思決定が適切かつ円滑に行われる体制が整備されている。常任理事会の運営等については、学校法人藤村学園常任理事会規程の定めるところによる。

【表 学校法人藤村学園常任理事会規程(抜粋)】

(常任理事会の所掌事項)

第4条 常任理事会は、以下に定める事項を所掌する。

- (1) 理事会の審議事項、報告事項及びその他の議題の整理
- (2) 理事会から委任された事項の執行

以上のことから、本学においては、使命・目的に向けて意思決定ができる体制が整備され、適切に機能しており、理事の選任及び事業計画の執行等、理事会の運営は適切に行われている。

2) 監事の業務

監事は、学校法人の法定の監査機関として機能している。監事の選任は、寄附行為第8条の定めるところにより、「この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定され、選任は適切に行われており、学外の者2名(定数2)がその任に当たっている。

監事は、私立学校法及び寄附行為の定めるところにより、理事会、評議員会に出席し、法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況について意見を述べるとともに、学校法人藤村学園監事監査要綱に則り監査を行い、監査報告書を作成して当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

3) 評議員会の運営

評議員会は、寄附行為の規定に基づいて開催されており、理事長からの予算及び事業計画、決算報告及び事業報告や理事会の諮問に応じて、理事会の諮問機関として適切に機能している。寄附行為第20条により評議員の定数は19名と規定しており、同第6条で規定する理事定数9名の2倍を超える数となっている。選任区分は、寄附行為第24条により、第1号評議員「この法人のうちから理事会において選任された者9人」、第2号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任された者4人」、第3号評議員「学識経験者(職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。)のうちから、理事会において選任された者6人」と規定している。

令和5年5月現在、評議員会は、19名の評議員をもって組織しており(学校法人藤村学園役員・評議員名簿)、評議員の評議員会への出席状況は適切である。また、私立学校法第42条の規定に従い、次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞くこととし、寄附行為第22条に以下のとおり諮問事項として定めている。これらのことから、評議員の選任及び評議員会の運営は適切に行われている。

【表 寄付行為(抜粋)】

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一. 予算及び事業計画
- 二. 事業に関する中期的な計画
- 三. 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 四. 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- 五. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六. 寄附行為の変更
- 七. 合併
- 八. 目的たる事業の成功の不能による解散
- 九. 収益事業に関する重要事項
- 十. 寄附金品の募集に関する事項
- 十一. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

I-B 大学・短期大学の管理運営

1) 大学・短期大学の運営

大学・短期大学の運営の要である教学マネジメントにおいて、学長は、実質的な創始者である藤村トヨの女性観、教育観により確立した建学の精神に基づき、教育理念、教育目的を明確にし、本学の教育力の向上と充実に向けて日々努力している。また、学長は、学則に定める学生の退学、停学及び訓告の処分について、懲戒の手続きを定めた学生懲戒規程を制定している。

学長は、教授会審議の特例として、緊急その他やむを得ない事由等により教授会を開催する必要があると認めたときは、書面または電子メール等により議事を開き議決することができるように教授会規程を規定し、教授会の弾力的な運用と審議決定の迅速化を図っている。

学長は教学マネジメントにおける最高責任者として、教員 2 名からなる学長補佐と協議し、また、教務部長、学生部長をはじめとする部館所長との間に、重要事項を協議するために部館所長会を開催する等、緊密に連絡を取って情報の共有化を図っており、本学教職員を統督し、そのリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。

2) 教授会の運営

教授会は、東京女子体育大学学則第 12 条及び第 13 条、東京女子体育短期大学学則第 10 条及び第 11 条に基づいて定められており、教授会規程第 6 条(審議事項等)において、教育課程、学生の入学・卒業の認定、教員の教育・研究業績に関する事項等の教育研究に関する重要事項について審議することを規定している。

学長は教授会の議長となって教員の意見を聴取し、使命・目的の達成のため適切に運営している。教授会は、原則として毎月第一水曜日を定例教授会開催日としており、臨時教授会

本学では、教授会を、教育課程、学生の入学及び卒業の認定、学生生活、キャリア支援及びその他教学に必要な事項について、教員全員が参加し意見交換や情報の共有を行う会議体として運営している。

大学運営の適正化と効率化を強化する機能として、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学教学委員会通則規程に基づき、教学委員会(教務委員会、学生委員会、キャリア支援委員会、教職委員会)を設置している(以下、「表委員会組織図(令和5年5月1日現在)参照」)。

※必要に応じて設置する委員会・プロジェクト

法人の運営においては、法人事務局の業務を円滑かつ効率的に執行するために法人委員会等を設置しており、事務局長(常任理事)が統括し業務の適正化及び効率化に努めている。

ガバナンス改革の推進により、学内における学長のリーダーシップの確立が求められ、本学では、平成 28 年 4 月から学長補佐を置くことができるように規程を整備した。令和 2 年

4月に就任した金子一秀学長の体制下においては、常任理事である2名の教員を学長補佐として任命しており、学長のリーダーシップが発揮できる体制を整備している。

法人本部は、事務局(総務課、経理課、管財課、企画調査室)、入試部、広報部の3つの部局(いずれも大学本部と兼務)により構成されており、理事長が指揮統括を執って学園本部の中核機能を担っている。

I-D 事務組織

1) 事務の執行体制の適切性

法人事務局は、総務課、経理課、管財課、企画調査室で組織されており、事務局長(常任理事)は、次長及び課長等を指揮監督し、法人事務局の事務を掌理するとともに法人全般の事務を統括している。

事務局長(常任理事)は、藤村学園課長連絡会運営内規に基づき、学園の円滑な運営及び情報の共有化を図るために、課長連絡会を招集している。課長連絡会は、事務局長を議長として各課長(課長不在の部署は係長等)により構成している。理事会等の審議状況の報告をはじめ、各課からの報告、各課懸案事項の協議等を所掌事項としている。

毎月1回、理事会の翌日に開催しており、部署間の役割を明確にし、連携を密にすることで適正かつ効率的な業務執行が図られている。

2) SD活動

本学は、SD委員会規程に基づき、学園職員としての資質・能力向上を図り、大学経営及び大学改革を推進することを目的としてSDを実施している。

事務局長を委員長とするSD委員会を開催して、SDの基本方針、研修内容、能力開発推進に係る施策、教育の質的向上に係る施策、FD委員会との連携等について審議を行い、適切に実施している。主な研修として、本学が主催して行う全体研修として、評価者・被評価者研修、SD入試業務研修のほか、役職別の管理職研修や「私立大学庶務課長会職員基礎研修会」など、他団体等が提供する研修に参加するものがある。

事務職員は、これらの研修を受けることで学園の状況や、担当業務のみならず入試業務や評価制度について学ぶことにより職務に関する理解を深め、教育研究活動の支援推進の一助となっている。

また、大学設置基準の一部改正に伴い、平成30年4月には、教員と事務職員が相互に理解を深めて協力し、学園の発展に寄与することを目的として教職員全員を対象とした学園研修会を設置し、以降毎年開催している。

同研修会の直近過去3年間の開催状況については、以下のとおりである。

【表 学園研修会開催状況一覧】

開催年月日	演 題	講 演 者 ※敬称略
令和3年1月21日	これからの事務職員に期待すること	本学理事・教授 出張 吉訓
令和3年2月10日	今後の大学の進むべき道	本学理事・学長 金子 一秀

令和 3 年 11 月 25 日	スポーツの内なる力	法政大学 スポーツ健康学部 教授 山本 浩
令和 4 年 11 月 16 日	スポーツとジェンダー、そして 自分らしさ	スポーツ文化ジャーナリスト 宮嶋 泰子
令和 5 年 4 月 12 日	①今後の本学の展望について ②令和 6 年度入試について ③本学の広報活動について	①学生募集戦略室・学長 金子 一秀 ②本学入試部長 柳田 憲一 ③本学広報部長 渡辺 博之
令和 5 年 5 月 24 日	情報セキュリティに関する昨今 の事例と対策について	教育情報化コンサルタント 三枝 勲 本学管財課 SE 後藤 政洋
令和 5 年 11 月 29 日	障害のある学生への支援～社会 の要請と支援の実際～	一橋大学 保健センター 教授 丸田 伯子

I-E 教員組織

1) 教員組織の適切性

学長は教員組織における最高責任者として、教員 2 名からなる学長補佐と協議し、また、教務部長、学生部長をはじめとする部館所長との間に、重要事項を協議するために部館所長会を開催する等、教員と緊密に連絡を取って情報の共有化を図っている。

部館所長会は、学長が招集し、各部署の統括責任者と、教授会における重要な審議事項を事前に打ち合わせし、各部署からの意見や問題点等について協議している。

本学では、使命・目的の達成のため、学長を中心とした学長補佐の任用及び部館所長会の運営により、教員組織は適正に構築されており有効に機能している。

2) FD 活動

本学では、FD 委員会を組織し、FD 委員会規程に則り、①FD の企画及び実施に関する事項②授業評価に関する事項③教育及び研究の改善に関する事項④教員研修の企画、運営に関する事項⑤その他 FD に関する事項、の 5 つの事項について改善・充実を図っており、具体的には次のような取り組みを行っている。

(ア)FD 研修会

FD 委員会の企画・運営により、毎年 FD 研修会を開催して、授業をはじめとする教育活動の改善を図っている。令和 6 年 3 月に開催した第 1 回 FD 研修会では、新学習指導要領に関する「探究」をテーマに、他大学の取り組みについて学び、今後の本学の授業や指導に生かしていくことを目的に、大正大学教授稲井達也氏により講演を行った。

(イ)スターターズプログラム

大学における教育の充実ならびに授業の円滑な実施を目的として、入学前教育としてスターターズプログラムを実施している。

令和3年度入学予定者より、紙媒体の冊子からWebでの配信に切り替えて学習を促している。内容は、高等学校での履修事項を中心に、大学の専門的な学習や研究に必要な知識の確認と、大学生に必要な教養の定着を図るものとなっており、入学後には再度確認のためテストを実施している。テスト結果は、学生へフィードバックするとともに、グループ担任及びクラブ部長、関係部署に情報共有を行い、必要に応じて個別指導を行っている。

(ウ)授業改善

「授業評価アンケート」の内容や方法、その結果等によって作成する『授業改善報告書』の内容等について検討し、改善に努めている。なお、この取り組みについてFD委員会において企画し、内容の評価を行い、改善案を作成した上で、教育の質保証委員会に提案、改善につなげることでPDCAサイクルを回している。

I-F 人事管理

1) 人事管理の適切性

本学の教員組織は、大学設置基準、短期大学設置基準及び教職課程認定基準それぞれを満たす専任教員で編制している。また、学科ごとのカリキュラム・ポリシーに基づき、本学の基本理念の具体化及び教育目的の達成を目指して、独自の基礎科目・一般的な教養科目・体育の専門科目で構成されたカリキュラムの特色を生かすために、必要な専任教員と非常勤教員を確保し、適切に配置している。

本学では、専任教員を採用・昇任する根拠として、東京女子体育大学教育職員資格審査規程、東京女子体育短期大学教育職員資格審査規程を定めており、本規程に基づき、公募形式にて採用試験を実施し採用候補者を選定している。専任教員の採用に際しては、年齢構成、男女比率にも留意し、なるべく偏りが出ないように配慮している。

また、専任教員の昇任人事についても、各領域主任が当該者に昇任についての意思確認を行った上で、本規程に基づき、人事委員会において当該者の教育研究業績等を審議し候補者を選定している。本規程第2条には、「教育職員の採用並びに昇任の資格審査は、大学設置基準の趣旨にのっとり、教育研究上の経歴及び業績、人格識見、社会的活動、健康状態等の総合的審査」に基づいて審査することを定めている。

非常勤講師については、「大学設置基準第4章第16条を基準として次の各号のいずれかに該当する者」として、「一 専門分野における学力・技能に秀でていると認められる者」、「二 教育または研究に相当の実績をもつと認められる者」という規則を定め、適切に運用している。

これらのことから、採用・昇任ともに、教授会、常任理事会及び理事会において候補者の審議等を行い、適切に運用している。

また、教務補佐員任用規程に基づき、実技・実習関係補助及び事務補助の業務を遂行する

ために、体育実技等の研究室に教務補佐員 9 名を事務職員として採用・配置している。

教務補佐員は、実技・実習等において教員の補助的業務を行っており、授業等の円滑な実施に大いに貢献している。

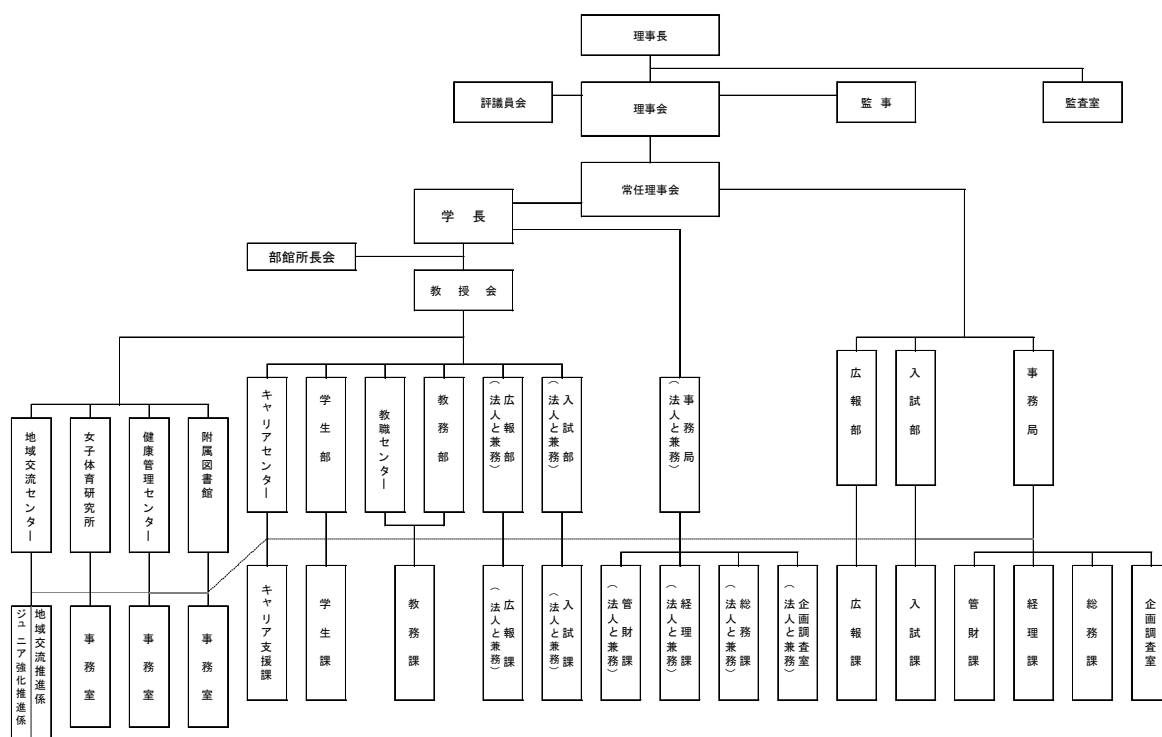
事務職員に関しては、法人本部は、事務局(総務課、経理課、管財課、企画調査室)、入試部、広報部の 3 つの部局(いずれも大学本部と兼務)により構成されており、理事長が指揮統括を行っている。法人事務局は、総務課、経理課、管財課、企画調査室で組織されており、事務局長(常任理事)は、次長及び課長等を指揮監督し、法人事務局の事務を掌理するとともに法人全般の事務を統括している。

また、法人事務局の業務を円滑かつ効率的に執行するために法人委員会等を設置しており、事務局長(常任理事)が統括し、業務の適正化及び効率化に努めている。

大学本部は、学校法人藤村学園事務組織規程に基づき、事務局(総務課、経理課、管財課、企画調査室)、入試部、広報部、教務部、学生部、キャリア支援部、教職センターの 7 つの部局により構成されており、学長が指揮統括を行っている。

また、大学附属機関として、附属図書館、健康管理センター、女子体育研究所、地域交流センターを有している。大学本部及び附属機関には、各部署の統括責任者として、教員を部館所長に任じて配置し、部局及び大学附属機関の業務を統括している。

【表 法人本部組織・大学及び短期大学本部事務組織(令和 5 年 5 月 1 日現在)】



教務部、学生部、キャリア支援部、教職センターは、教学運営の中核機能を担っており、各部長のもとに、課長をはじめとした事務職員で構成する教務課、学生課、キャリア支援課を設置し、教職協働の体制により各組織事務分掌に定められた業務を効果的かつ円滑に実施し、業務の適正化に努めている。

なお、教学関係各課及び大学附属機関の概要や事務処理手続き等の学生生活全般に関わる

事項については、『Campus Guide 2023(学生便覧)』に掲載し、学生への周知を図っている。

以上のとおり、本学では、教学マネジメントの遂行に必要な事務職員を適切に配置し、役割を明確化している。

2) 教学部門と管理部門の連携

情報共有と連携強化を目的として、毎月 1 回課長連絡会を開催している。課長連絡会では、理事会・教授会等の審議事項や報告事項について情報を共有し、各部署から業務報告を行うことで部署間の連携強化を図っている。

〔長所・特色〕

事務業務の見直しや事務処理の改善として、例年 10 月に事務組織において、事業計画に掲げる重点事業の進捗状況について、事務局長及び監事を中心とする聴取者と各部署の課長職クラスの責任者との間にヒアリングを実施してディスカッションを行い、業務の見直しや改善につなげている。

〔取り組み上の課題と改善案〕

令和 4 年度から学長が教育研究機能を最大限に高められるよう、学長を補佐する体制を整備し、常任理事である 2 名の教員を学長補佐として任命している。この体制のもと、引き続き、学長の意思決定をサポートするための体制の強化と業務負担の軽減となるよう検討を進める。また、平成 27 年 4 月に施行された学校教育法の一部改正により、教授会の役割が明確となった。これについては、本学の教授会においても浸透しつつあるが、教育研究機能を最大限に発揮していくために今後も学内の理解を深めていく。

また、学生の学修成果の獲得を向上させることを目的とした教員との連携については、教育の質保証委員会を中心に、教学マネジメントを担う部館所長会及び各部署と連携し、全学的で多角的な点検・評価とそのフィードバックの仕組みを構築している。

II 研究活動・支援

チェックリスト(P.49)参照

【担当部署：研究協力課(女子体育研究所)】

領域	項目	小項目
II 研究活動・支援	A 教員の研究活動	1 研究活動 2 研究成果
	B 研究助成活動	1 女子体育研究所の運営及び研究体制 2 研究助成

〔現状説明・令和 4 年度からの改善状況〕

II-A 教員の研究活動

1) 研究活動

科研費の申請状況等については、女子体育研究所を通じて公募要領の内容を周知し、教員からの応募の意思表示を確認の上、応募書類を e-rad を使用し女子体育研究所に提出させる

ことにより把握している。経理課とも連携して管理している。

科研費の応募状況は前年度とほぼ変わらないが、採択件数は減少傾向にある。新型コロナウイルス感染症対応に伴う業務負担の増加に対し、研究時間の減少等が理由として考えられる。より良い論文を執筆するための対策として、科研費採択経験者による論文の査読制度を導入し、科研費採択の増加に努めた。

個人研究費については平成 13 年度以降、1 人 25 万円の支給額に変更はない。令和 2 年度以降、全教員が申請している。

所属学会については、「研究業績プロ」システムで把握している。

教員の海外での学会参加や研究活動のサポートについては、女子体育研究所運営委員会での審査の上、海外渡航費を支給する制度がある。本学教員の海外からの招へいについては該当する事例がない。海外での活動状況については、令和 5 年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、海外学会出張は抑制の傾向だった。

2) 研究成果

研究者の著書数、論文数、雑誌への掲載数、及び学会での発表状況等については、各教員の「研究業績プロ」システムへの登録により把握している。

II-B 研究助成活動

1) 女子体育研究所の運営及び研究体制

設備・機器備品の老朽化が進んでいる。保証期間、及び交換部品の生産が終了している物品等を精査し、入れ替えの計画を行った。

運営資金は適切に執行されている。令和 3 年度に学長奨励研究を設置し、令和 5 年度も継続して予算措置し、学内の研究の機会を提供している。

2) 研究助成

個人研究費については、「個人研究計画書」の提出と「中間報告」、及び「個人研究報告書」の提出によって管理・把握している。共同研究費についても同様に、「共同研究計画書」の提出と「中間報告」、及び「共同研究報告書」の提出によって管理・把握している。学長奨励研究についても同様である。

科学研究費等の補助金に関する対応も、経理課等の関係部署と適切な連携を取り遺漏なく処理している。

〔長所・特色〕

個人研究費、奨励個人研究費、共同研究費、学長奨励研究、及び海外渡航費といった多彩な研究費の補助を行っている。

コピー機、印刷機、製本機等の機器備品を充実させて研究支援を行っている。ノートパソコンやプロジェクター、体力テスト関連測定機器の貸し出しによる研究補助も行っている。

『東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要』、及び『東京女子体育大学女子体育研究所所報』を刊行し、また「研究フォーラム」を開催するなど、多くの研究発表の場を設けている。

毎年4月に体力テストを実施し、女子体育大学生の体力データを蓄積している。

〔取り組み上の課題と改善案〕

Ⅱ-A 教員の研究活動

1) 研究活動

科研費の採択件数増加への施策として構築した科研費採択経験者による投稿論文の査読を受けられる制度を、より多くの投稿者が活用するよう積極的に働きかける。個人研究については研究に対するモチベーションの向上につながるよう制度の構築を目指していく。共同研究については、より積極的な応募を働きかける。教員の海外での研究活動のサポートについては、研究の目的に沿って適切に行えるよう体制の整備を検討していく。

2) 研究成果

引き続き、研究者の著書数、論文数、雑誌への掲載数、及び学会での発表状況等、各教員に「研究業績プロ」システムへの正確な情報の登録及び最新情報への更新を促す。

Ⅱ-B 研究助成活動

1) 女子体育研究所の運営及び研究体制

体力テストに使用する機器備品の老朽化が進んでおり、体力テストの運営(計測、データ分析等)に支障を来している。計画的に備品の交換や代替の物品で対応していく。

2) 研究助成

研究支援は学長奨励研究の設置により、研究の機会を多く提供できるようになった。

個人研究費・共同研究費以外の研究支援資金を充実させるため、外部資金の獲得、地域、自治体、企業との共同研究などに取り組むことができるよう研修会を開催するなど、サポートの強化をする。

Ⅲ 図書館

チェックリスト(P.50)参照

【担当部署：情報図書課】

領域	項目	小項目
Ⅲ 図書館	A 図書館	1 図書館の運営 2 資料の収集・整備 3 施設・設備各種スペース 4 職員の配置・研修

〔現状説明・令和4年度からの改善状況〕

Ⅲ-A 図書館

近年、学習・研究方法が多様化し、図書館においてもきめ細かな対応が求められている。

令和5年度は、授業・ゼミ等における学習・研究の充実のため、授業担当教員に対し、授業関連資料の推薦を募り、資料を収集・整備した。また、持続可能な開発のための目標(SDGs)

の達成に向けた教職員・学生の活動の支援のため、関連する資料を収集・整備した。これらは授業関連資料コーナー・SDG s 関連資料コーナーとして、常設展示するスペースを設け、利用しやすい配架を行い、学生の学習活動、教員の研究・教育活動の発展に寄与した。

令和4年度から実施している図書館行事「図書館ワークショップ」については、学生が図書館を身近に感じ、足を運びやすくなるよう学生の興味関心のあるテーマについて体験型のワークショップを開催し、図書なども紹介しながら、学生自身が楽しく主体的に学ぶ機会を提供した。

同じく令和4年度から実施している「資料保存」について、学術的に価値の高い資料をリスト化、データ化や補修を行った。次年度以降も継続していく。

〔長所・特色〕

本学創立の目的が女子体育指導者を養成することであったことから、戦前・戦後における我が国の体育・スポーツ界の足跡を記録した資料や文献が充実している。そして、蔵書の半数は体育・スポーツ・女子教育・その他教育関係の図書となっている。藤村トヨの発行した女子体育等に関する図書・雑誌、学校ダンスの権威者であった伊澤エイの図書・雑誌、森悌次郎が残したドイツ体育に関する文献、明治神宮競技大会から国民体育大会に至る一連の報告書、歴代のオリンピック競技大会報告書等、貴重な文献を多く所蔵している。

〔取り組み上の課題と改善案〕

劣化が見られる貴重資料について、資料を調査し、電子化等の資料保存処理を行ったが、完了していない資料があるため、令和6年度も継続していく。

グループ学習やアクティブラーニングに適した多目的に使用できるスペース(ラーニングコモンズ)が不足しており、主体的・対話的な学習プロセスへの対応について課題がある。今後の改善が必要である。

IV 健康管理センター

チェックリスト(P.50)参照

【担当部署：総務課(健康管理センター)】

領域	項目	小項目
IV 健康管理センター	A 健康管理	1 センターの運営 2 学生、教職員の相談の機能 3 定期健康診断 4 応急処置等 5 施設・設備、医薬品等の管理 6 学内衛生、事故の防止等

〔現状説明・令和4年度からの改善状況〕

IV-A 健康管理

- ・常勤看護師1名から2名体制になり、業務の効率化が図れるようになった。
- ・医薬品の管理について出納簿を細分化し、1錠単位まで管理できるよう改善を行った。

〔長所・特色〕

1) メンタル相談

- ・精神科校医(非常勤)1名、臨床心理士(非常勤)1名に加え、学生相談研究室の教員との連携により相談体制の維持を図れた。
- ・新型コロナウイルス感染症蔓延や個々の事情により遠隔相談を希望する学生に関しては、Zoom を利用し相談を実施した。

2) 医事相談

- ・整形外科校医(常勤1名、非常勤1名)により、健康管理センター内で超音波による診断を行い、必要な学生にはMRI 検査や医療機関への紹介状を発行し、治療が滞らないよう図っている。
- ・超音波骨折治療(LIPUS)が必要な学生に対し、校医管理のもと、健康管理センター内で治療を行っている。
- ・松葉杖、装具の必要な学生に対し、校医管理のもと、貸し出しを行っている。

3) 予防医学

- ・予防医学に関して重点をおいており、感染症予防対策、熱中症予防対策、予防接種について、UNIVERSAL PASSPORT を介し情報提供及び注意喚起を行っている。
- ・健康診断事後措置として必要な学生に対し校医面談の機会を設けている。
- ・緊急時の対応について、UNIVERSAL PASSPORT を介し情報提供を行っている。

〔取り組み上の課題と改善案〕

- ・メンタル相談・医事相談において、学生・教職員の満足度を上げるための対策を図る必要がある。
- ・学生相談に関する支援、障がいのある学生に関する支援の状況把握において、教務課、学生課と密に連携をとる必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症罹患者に対し発行する「学校感染症 特別欠課届」の業務増大があるため、効率化を図る必要がある。

V 財務

チェックリスト(P.50)参照

【担当部署：財務課】

領域	項目	小項目
V 財務	A 経営	1 経営 2 財務基盤と収支
	B 予算・決算	1 予算の編成 2 予算の執行・決算
	C 財務管理	1 財源の維持 2 財務状況の点検

〔現状説明・令和4年度からの改善状況〕

V-A 経営

本学は、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とした中期計画を策定し、毎年度の中期財務計画により財政見通しを図り、その具現化に向けて各年度の事業計画を策定し、これを実行及び推進するための予算編成をすることで財務運営の確立に努めている。

しかしながら、志願者及び入学生が令和4年度と比べてより一層減少しており、厳しい経営状況が続いている。問題点を早期に掘り起こし、定員充足に向けて学生募集に一層注力しなければならない。

純資産(自己資金)構成比率は、私学事業団が公表する全国平均の数値と比較しても現在のところ良好な状況である。

V-B 予算・決算

予算編成は、理事会において当該年度の予算編成の基本方針を決定し、各部署等にこれを内示し予算編成申請書類を提出させ、予算案の検討に係る予算委員会、理事会及び評議員会の審議を経て予算は成立している。

また、当初の予算編成において、収入の根拠となる事実の確認又は変更及び事業内容の見直しによる支出の変更に対処するため、評議員会及び理事会の審議を経て補正予算を編成している。

予算の執行に当たっては、予算編成方針及び決定した予算に従い、計画的・経済的かつ効率的な執行に努めている。また、やむを得ず予算の流用が必要になった場合には、「予算流用申請書」の提出を義務付けるなど、予算執行における透明性を確保している。

決算においても、監事による監査、独立会計人による学校法人会計基準及び私立学校振興助成法に基づく会計監査が適切に行われており、決算時には監査証明書により会計の適切性について証明がなされている。

V-C 財務管理

私立大学としての自主性・公共性・永続性の維持と健全な財政基盤を確保することが重要だが、入学生が大幅に減少しており、財務の源泉において、学生生徒納付金が大きな割合を占めている中、収支のバランスが維持できない状況にあり、今後の大学経営に大きな影響を与えている。

このような厳しい状況の中、安全性、緊急性を考慮しながら、キャンパス計画、施設整備計画に連動した中期計画、中期財務計画においては毎年見直しを行い、次年度の予算編成の基礎としている。

また、資産運用については、「資金運用に関する規程」に基づき、安全かつ効率的な資金の運用・管理に取り組んでいる。

〔長所・特色〕

中期財務計画を策定し、人件費、施設整備計画を織り込んで収支均衡を図りながら見直しを行い、財政的に安定した大学運営を継続して行うことを目指しており、純資産構成比率が

90.9%であることから、本学の資産はほぼ自己資金によって賄われている。

〔取り組み上の課題と改善案〕

経常収入に占める学生生徒等納付金収入の割合が 73.6%となっており、学生生徒等納付金に大きく依存している財務構造となっている。そういった状況において、令和 5 年度の入学者数は大幅な減少により経営状況の悪化が続いている。入学生の確保と収容定員充足が喫緊の課題である。また、人件費比率が 53.8%(全国平均 50.9%)、教育研究経費比率が 55.1%(全国平均 36.1%)、管理経費比率が 12.5%(全国平均 8.5%)、経常収支差額が-21.7%(全国平均 4.2%)と全国平均と比べて大きく乖離しており、入学生の安定的確保と人件費及び経費の削減に向けた取り組みを着実に実行していく。

VI 学習環境

チェックリスト(P. 51)参照

【担当部署：財務課】

領域	項目	小項目
VI 学習環境	A 校地・校舎・施設・設備	1 校地面積
		2 施設・設備
	B 維持管理	1 施設設備等の維持管理

〔現状説明・令和 4 年度からの改善状況〕

VI-A 校地・校舎・施設・設備

本学では、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、大学設置基準が必要と定めている校地・校舎、図書館や体育館の施設・設備は、基準を十分に満たして整備・管理している。

令和 5 年度は、1・9・10 号館放送設備の更新工事、9 号館 LED 工事、1 号館電話設備入替、3 号館音響機器入替、1 号館火災報知器更新、自転車置場 LED 工事などの教育研究環境整備を行っている。

また、中期財務計画の策定に当たり、施設整備計画計画案等を毎年度見直し、緊急性、安全性を考慮しながら学習環境や教育研究環境の整備を行っている。

VI-B 維持管理

施設・設備の整備では、安全安心かつ適切な教育研究活動を提供することが大事である。そのため、まず学生や教職員の安全確保のため正門・西門・東門に守衛を配置し防犯カメラも配置している。

また、学生・教職員の快適性に配慮した環境の整備のため、専門業者による日常清掃や電気設備・空調設備・衛生設備等の定期点検を行う一方、経年劣化・老朽箇所については耐用年数や使用頻度から事前に計画を立て、改修・更新工事等を実施し、教育研究等の環境整備を行っている。

〔長所・特色〕

教育研究等環境の整備に当たっては、各部署の点検に基づき、安全性を考慮しつつ、緊急性、必要性を踏まえて、改善に結びつけている。

〔取り組み上の課題と改善案〕

施設の老朽化が進んでおり、各部署へのヒアリングを行い、スペースの有用性を検証していく。

また、今後も魅力あるキャンパスを目指して、キャンパスの整備計画について、必要性、有効性、優先度を踏まえ、改修・更新計画を策定し、対応していく。

VII 大学と社会の連携

チェックリスト(P. 51) 参照

【担当部署：◎研究協力課(地域交流センター)・学生課・総務課・評価委員長】

領域	項目	小項目
VII 大学と社会の連携	A 国際社会との連携	1 海外の大学等との連携・交流 2 海外からの指導者招致 3 学生の海外留学・研修
	B 地域社会との連携	1 公開講座 2 地域への指導者の派遣 3 地域への実技の公開
	C 連携	1 後援会との連携 2 同窓会との連携

〔現状説明・令和4年度からの改善状況〕

VII-A 国際社会との連携

新型コロナウイルス感染症の影響により、国際社会との連携は活発には行われていないが、ジュニア・ユース新体操クラブ、定期レッスン(新体操)において、世界を舞台に活躍された元日本代表講師による特別レッスンを実施した。

VII-B 地域社会との連携

大学の資源である「施設」、「人材」、「指導力」、「競技力」、「学識」などを地域住民へと還元するために、各種事業を実施している。

公開講座においては、体育大学としての特色を生かして、講座内容の拡充を主眼に取り組んできた。本学体育学部体育学科の専門領域である「体育・スポーツ」分野と、短期大学こどもスポーツ教育学科の専門領域である「児童・幼児教育及び保育」をテーマとした講座を織り交ぜ、さらに、共通講座では「健康づくり関連講座」や「社会人講座(小学校教員対象)」を開設し、幅広い層に対応した企画を立案し多様なニーズに応えられるように毎年度 20 講座以上を開講している。令和5年度は、25 講座を開講した。講座の実施に当たっては、近隣自治体との連携により、現在は「立川市教育委員会」と共催、「国立市教育委員会」、「府中市教育委員会」の後援を得ている。各自治体からは、市の広報誌や生涯学習情報誌、体育施設の広報誌による広報、市の関係施設でのポスターの掲示やリーフレットの配布などの協力を得てい

る。

地域への指導者の派遣としては、令和4年度から「講師派遣」をホームページにて周知し、教育委員会、生涯学習・社会教育等の各種団体、幼稚園・保育園、小学校、中学校、民間団体等で開催企画する講演会等へ本学教員の派遣を開始している。

学生による地域イベント等における演技披露等の協力については、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等はコロナ禍前の状況に戻ってはいないが、依頼があったものについては対応している。近隣地域への学生によるボランティア活動も徐々に戻りつつある。

VII-C 連携

後援会・同窓会との連携については、各支部総会開催時に、本学の地域貢献に対する活動方針を共有し、理解を得られている。そうしたことから、卒業生が公開講座の講師として開講に協力し、講座運営及びアシスタントとして在学生の協力を得ている。

〔長所・特色〕

公開講座開催について、本学体育学部体育学科及び短期大学こどもスポーツ教育学科の特色を生かせる講座が開講できている。室内プールを利用した「カヌー講座」、陸上競技場を利用した「はじめてのキャンプ」、ピアノや楽器を利用した幼児講座「歌あそびリズムあそび」など、大学内の施設を利用し、幅広い年齢層を対象とした講座を開講している。学生が講座のアシスタント、運営の補助として実施に関わり、講座を通じて参加者と様々な交流を行っている。それにより学生は、参加者とともに貴重な体験を共有し、実践的な学習の機会として有意義な体験となり、教育的な効果も得られている。その結果、講座への関わりが地域への指導者派遣へとつながっている。

〔取り組み上の課題と改善案〕

これからの大学と社会との連携については、本学学生・地域住民・行政(国立市・立川市)関係者の意見を踏まえ、体育・スポーツを専門とする女子体育大学としての地域貢献の在り方について検討する機会を積極的に設ける必要がある。一方、連携自治体が増加するにつれ、ボランティア等の派遣依頼件数は増加しているものの、学生の授業等の関係もあり、対応が難しい現状がある。以上のことを踏まえ、今後は大学内外の関係セクションとも相互に協力し合い、地域社会に開かれた大学としてのスタンスは守りつつも、過度な負担にならないような新たな仕組みづくりが必要である。地域連携・地域貢献推進のための「基本方針」のさらなる理解をもとに、関係機関との連携を図りながら取り組んでいく。

公開講座については、抽選対応講座が6割となっているため、過度な倍率を防ぐ対策を各担当講師及び地域交流センター運営委員会とで検討し、次年度に向けて改善を図る。

また、社会貢献活動として開始した「講師派遣」については、教授会等において周知を図っており、引き続き行っていく。

VIII 広報・広聴活動

チェックリスト(P. 51) 参照

【担当部署：◎広報課・入試課・総務課・学生課】

領域	項目	小項目
VIII 広報・広聴活動	A 広報活動	1 広報誌等 2 オープンキャンパス 3 学生募集活動 4 広報活動の媒体 5 広聴活動の機会

〔現状説明・令和4年度からの改善状況〕

VIII-A 広報活動

1) 広報誌等

『2025 大学案内』について広報委員会にて協議し、ページ数・掲載内容等を改善し制作した。大学では専攻コースの魅力発信を強化、短期大学ではコース名称変更を掲載し、教育内容が分かりやすく伝わるように努めた。各種広報誌については広報委員会で協議し、内容改善のため一旦制作を中止した。

その他の広報として、国立市、立川市、府中市、国分寺市に本学公開講座・参加行事等を周知していただいている。

2) オープンキャンパス

オープンキャンパス告知の単独チラシの作成のほか、ホームページや『大学案内』、契約している業者の進学 Web サイトや進学雑誌、高校生が出場する大会のプログラムに掲載するなど、告知活動を強化している。

オープンキャンパスの実施結果は速報値を当日担当の教職員・学生に周知し、広報委員会において課題を共有し、改善するよう努めている。

実施体制は広報委員会を中心に、教職員・学生の協力のもと、一丸となって運営・実施ができています。特に学生については随所での協力を得て、学生主体のオープンキャンパス運営とした。また、各回オープンキャンパス後に広報委員にて反省会を行い、実施内容の最善策を検討している。

また、「新入生アンケート」では、本学を選んだ理由として「オープンキャンパスがきっかけ」との回答が多く、入学者確保に結びついている。参加者の出願状況を集計し、広報委員会で検証している。

3) 学生募集活動

広報アドバイザーによる高校訪問を実施し、オープンキャンパス誘導・本学の認知拡大を行った。

インターハイ等における選手勧誘は、訪問方法を改善し学生募集を強化した。

4) 広報活動の媒体

広報委員会にてホームページのリニューアルを行った。特にページ数の改善やランディン

グページ（受験生応援サイト）を新規に設置し、タイムリーな情報発信を行った。内容の更新は適切性を向上させるため、毎週広報課にて集約し更新している。今後、アナリティクスの分析結果を活用した改善を進めたい。SNS は LINE を活用するとともに、Instagram などを利用し、情報発信を強化している。

5) 広報活動の機会

本学は、後援会と連携して毎年地区ごとに「保護者懇談会」を開催している。保護者懇談会は、例年 7 月から 12 月にかけて、教員が後援会の各都道府県支部を訪問し、保護者に学生個々の学園生活の様子や学業成績、クラブ活動の様子等を伝えることを目的に面談を実施しており、その際に保護者からも本学に対する意見や要望等が寄せられている。後援会ではこれらの意見・要望等を取りまとめて本学に報告し、本学ではこれを貴重な声として受け止め対応を図っており、保護者からの意見等を聴取する機会を定期的に設けている。

〔長所・特色〕

1) ホームページ

受験生応援サイトを設置し、受験生に対し情報発信を強化している。また、HEADLINE 編集部を立ち上げ、本学の取り組み・在学生・卒業生の活躍を発信している。

2) オープンキャンパス

実施プログラムの改善を行い、本学の魅力が伝わるように工夫している。また学生の協力にて学生主導の運営を行った。クラブパフォーマンスで演技等の披露・クラブ見学対応に加え、運営面での活動（受付やキャンパスツアー、スマイルカフェ）も協力してもらい、本学の元気で明るい雰囲気を参加者に伝えられている。

3) 学生募集活動

広報アドバイザーにて主要高等学校を訪問し、学生募集を実施している。また、インターハイ会場訪問など、本学に興味を持つ高校生へアプローチできるよう学生募集を強化している。

4) SNS の活用

SNS では文字情報だけではなく、写真や動画を使った画像を送信し、本学のイメージを伝えている。

〔取り組み上の課題と改善案〕

1) 広報誌等

本学の情報や新しい取り組みがタイムリーに広報できるよう、相応しい内容となるよう検討する。

2) オープンキャンパス

魅力あるオープンキャンパスを目指し、学生主導の運営を強化する。参加者・イベントス

タッフの意見感想から常に改善する。また、高校生のニーズと過去のオープンキャンパス参加者数を確認し、開催月を検証するとともに、複数回参加できるようプログラムの改善を行う。

3) 学生募集活動

教員と広報アドバイザーの高校訪問活動がよりスムーズに効果的に実施されるよう、広報課で集約する情報の発信方法や発信手段について引き続き検討する。

また、訪問状況を学内で共有し、学生募集活動に生かしていく。

4) SNS の活用

本学の取り組み、学生の活躍等情報発信を強化する。また、クラブとも連動し広く告知していく。

基準 5 教育の質保証

I 改善・改革

チェックリスト(P. 52) 参照

【担当部署：◎企画調査室・評価委員長】

基準5 教育の質保証

領域	項目	小項目
I 改善・改革	A 自己点検・評価	1 自己点検・評価 2 学生第三者による評価 3 第三者による評価
	B 改善・改革	1 改善・改革のためのシステム
	C 事業計画	1 事業計画の点検

〔現状説明・令和4年度からの改善状況〕

I-A 自己点検・評価

本学の自己点検・評価は学校教育法第109条第1項に則り、学則第2条の定めにより実施しており、結果を広く社会に公表している。

1) 機関レベルの自己点検・評価

(ア) 自己点検・評価

建学の精神、理念・目的の実現に向けて、恒常かつ継続的に教育の質保証及び向上に取り組むことを目的とし、全学的な取り組みとして、自己点検・評価活動を毎年度実施している。

令和5年度においても、令和4年度に引き続き、中期計画に基づく事業計画に掲げられた目標の達成状況を確認し、課題の把握、改善・充実につながるよう『自己点検・評価書』を作成することとした。実施に当たっては自己点検・評価の結果を全学的な教育改善・改革に積極的に活用することを目的として設定し、各部署がPDCAサイクルを意識して取り組むようにした。

また、第4期認証評価を見据え、部署において常に改善を意識して取り組みが行えるように「自己点検・評価チェックリスト」の見直しを行った。

(イ) 外部評価

令和4年度から自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、大学教育の更なる向上を図るために、外部評価委員会を設置し、学外の有識者(他大学教員、地域社会、産業界、高等学校関係者等)5名を構成員(委員)とした。

令和5年度には外部評価委員会の機能をフルに活用するため、2年サイクルとし、1年目は点検・評価年度、2年目は1年目の評価・結果(意見・提言等)を踏まえ、改善に向けた取り組み状況を外部評価委員会に報告し、次へのサイクルにつなげることを評価委員会にて決定した。

令和5年度外部評価委員会は2年目となり、令和6年1月に委員会を開催し、点検・評価年度(1年目)に委員よりいただいた提言・意見について、改善状況等の報告を行った。

(ウ) 情報公開等

自己点検・評価の実施及び評価結果は、ステークホルダーに可視化するために、ホームページの点検・評価活動ページを更新し、公表した。

企画調査室では自己点検・評価のための IR 業務を担っており、各種アンケートを実施し、データ収集に努めるとともに、学内の教育・研究・学生の意識に関する調査及び分析等を行い、結果等を教育の質保証委員会に提供している。教育の質保証委員会にてその分析結果等を活用し、全学の教育・研究活動をはじめとする諸活動の活性化につながる事業の企画・立案を行った。また、分析結果等を教授会、課長連絡会等で報告し情報共有・改善を図った。さらに令和 4 年度から、各部署で実施したアセスメント報告を『アセスメントデータ BOOK』として年度ごとに取りまとめ冊子化し、ホームページに公表している。

学内には各種アンケート結果や「数字で見る東女体大」を作成し、サイネージに掲載することでフィードバックを行った。

2) 学生による第三者評価(授業レベルの自己点検・評価)

自己点検・評価活動の一環として、授業担当教員の教育意識や指導技術を高め、授業内容の改善充実を図るため、全授業対象に平成 17 年度から「授業評価アンケート」を毎年、前期・後期で実施している。授業担当教員はアンケート結果をもとにシラバスに記載した科目の到達目標や授業内容などの見直しを行い、『授業改善報告書』を作成し、次年度の授業実施に生かしている。「授業評価アンケート」と『授業改善報告書』は FD 委員会において点検し、理事長、学長、常任理事、教育の質保証委員会に報告している。

さらに令和 4 年度の外部評価委員会において重点的に点検・評価を行い、外部評価委員会からの提言等をもとに FD 委員会で改善策について検討し、令和 5 年度の外部評価委員会にて改善状況を報告した。

3) 第三者による評価

本学は学校教育法第 109 条第 2 項及び学校教育法施行令第 40 条に則り、学則第 2 条の定めにより、文部科学大臣が認証する評価機関による評価を受審している。

東京女子体育短期大学は平成 18 年度(第 1 期)、平成 25 年度(第 2 期)、令和 2 年度(第 3 期)に一般財団法人大学・短期大学基準協会による認証評価を受審し適格認定を受け、東京女子体育大学は平成 19 年度(第 1 期)、平成 26 年度(第 2 期)、令和 3 年度(第 3 期)に公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、いずれも適合と認定された。

いずれも、本学の実質的創立者藤村トヨの建学の精神を引き継ぎ、共通の教育理念をもつ教育機関として、女子教育の発展・向上に努めていることを評価された。

また、前述したとおり令和 4 年度から外部評価を実施している。

I-B 改善・改革

本学における自己点検・評価の改善・改革のシステムは、令和 3 年度に自己点検・評価規程及び外部評価規程の整備を行い、自己点検・評価の組織体制、目的、点検範囲、結果の活用等を明確化した。

また、内部質保証システムをより一層機能させるため、令和元年度に「教育の質保証委員

会」を設置した。本学における内部質保証に関する全学的な組織は、令和元年度策定「教育の質保証委員会規程」において明示している。同規程第2条には、「藤村学園が設置する東京女子体育大学・東京女子体育短期大学が教育・研究の水準の向上を図り、建学の精神、教育理念・教育目的、教育目標及び各種方針、社会的使命を達成するため、「教育の質保証に関する方針」における基本姿勢に基づき、大学・短期大学の質を自律的に保証する体制を整え教育・研究活動をはじめとする大学・短期大学の諸活動の状況について、恒常的かつ継続的に自ら点検及び評価を行い、その結果を改善につなげ社会に公表していくことを目的として、検討・推進していく。」と記している。

教学マネジメント体制において、学習成果の可視化となる「東京女子体育大学アセスメント・ポリシー」を令和2年度に教育の質保証委員会を中心に策定した。3つのポリシーに基づき、学習成果を評価する方法として、身に付けるべき能力の修得状況を機関レベル、学位プログラムレベル(学部・学科)、科目レベル(授業)の3段階で評価する基準を定め、「学習成果を評価するための評価方針」として学内外に公表している。さらに、「学習成果を評価するための評価方針」に基づく学習成果の測定・評価指標及び評価方法を「アセスメント・マップ」で示している。学習成果の点検・評価方法の運用については、令和3年度から「アセスメント年次進行表」に沿って各部署で検証を行い、課題を抽出し、教育の質保証委員会で点検・評価する体制を整えた。引き続き令和5年度においても、アセスメント結果を教育活動の改善策の検討や教育課程の編成等の議論に活用し、また、教育の質保証委員会、部館所長会、各委員会が連携を取り、内部質保証システムの充実に努めた。

また、教育の質保証委員会を中心に、教授会、FD委員会、評価委員会などの各組織・レベルで教育の質の保証、維持向上のためアセスメントを活用しているが、具体的な活用に関しては明記していなかったため、アセスメント・ポリシーに「アセスメントの活用」を追記し、PDCAサイクルの機能を明確化した。

教学マネジメント体制の組織強化のため、部館所長会の規程を見直し責任体制を明確化し、令和5年度に規程の改正を行った。

I-C 事業計画

本学は、学校法人藤村学園として年度ごとに事業計画を策定している。事業計画は、各部署から提案された内容について、常任理事会で精査され、理事会にて決定している。

私立学校法改正による中期的な計画の策定義務化に伴い、これまで学園としての事業計画及び中長期財務計画に加えて、令和2年3月、「学校法人藤村学園中期計画(令和2年度～令和6年度)」(以下、「中期計画」という。)を策定した。

この中期計画には、「建学の精神に基づく教育理念・教育目的」と「中期計画の方針・目標・施策」を大項目として設定している。建学の精神に基づく教育理念・教育目的には、中項目として「教育目標」を明示した。中期計画の方針・目標・施策には、中項目として教育を明示し、その中で小項目として、(1)教学マネジメントの流れ、(2)3つのポリシーの検討、(3)教育改革の計画的推進、(4)内部質保証システムの強化、(5)アセスメント・ポリシー(学習成果の評価)を示しており、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させている。さらに、教学の中期計画を具体化し、令和3年度～令和11年度までの教学マネジメントプランを策定し「教学マネジメントの流れ」として記載した。

令和4年度には、中期計画に基づき、本学の教育の究極の理想となる新たな教育理念を掲げ、その教育理念のもと、新しく教育目的を明確に示した。この「教育理念」及び「教育目的」を、ホームページをはじめとして『大学案内』、『Campus Guide(学生便覧)』等の媒体を用いて学内外に広く周知することに努めた。

令和5年度の事業計画及び中期計画については、11月に各部署が進捗状況を事務局長(財務担当理事)に報告し、事務局長が各部門(部署)に事業の内容、目的、必要性、効果などについてヒアリングを行い点検している。毎年度、事務局長は進捗状況のヒアリングを行うとともに、次年度の事業計画(案)についてもヒアリングを実施している。

〔長所・特色〕

教育の質保証委員会の委員長として学長が、教学マネジメントの中心となる部館所長会をまとめ、教職員を率い、大学の改善・改革に向け積極的に取り組む意識を高めており、全学的な内部質保証の取り組みを実践できる組織体制がある。

〔取り組み上の課題と改善案〕

1) 3つのポリシー

本学の3つのポリシーを踏まえた学習成果の点検・評価の充実を図る。新カリキュラム改定に向けて、3つのポリシーの見直しを図り、それに伴うアセスメント・ポリシーについても学習成果の可視化を目指し検討していく。効果的なアセスメントを確立し、学習成果の把握、可視化に努め教育改善につなげていく。

2) 自己点検

自己点検評価活動として中期計画と事業計画をリンクさせ、自己点検・評価項目ごとに目標を設定することでPDCAサイクルを確立していく。また、認証評価の基準及び経常費補助金の項目に合わせつつ、本学の独自性を表すことができるよう留意し、見直しを行っていく。

3) 授業評価

令和5年度からは『授業改善報告書』はWeb化しUNIVERSAL PASSPORTで公開をした。学生へのフィードバックにはまだ取り組めていないため、授業評価が効果的なコミュニケーションツールになるよう引き続きシステムの検討を進めていく。

また、教員の教育意識と指導技術の向上につながるように、FD委員会において、『授業改善報告書』から改善すべき問題点を明らかにし、授業改善につながるFD研修の開催や表彰制度の導入など、向上に向けた取り組みを進めていくとともに、今後は評価の低い科目の担当教員は学長・FD委員長との面談を実施することも検討する。

4) 令和7年度新カリキュラムの策定

平成30年に学習指導要領が改訂され、令和4年度には高等学校において新学習指導要領に基づいた教育が開始された。それを受け、「教育の質保証の観点」を基軸にしつつも、社会の要請に応え、さらに魅力のある新しいカリキュラムを目指し、令和7年度新カリキュラム編成した。具体的には、新学習指導要領改訂趣旨による高大接続、また高等教育の多様化、

国際化や、大学設置基準改正等にも注視しながら、本学の特徴を堅持しつつ、時代に即したカリキュラムを編成した。

さらに、在学生の教育の充実のため、令和5年度から令和7年度新カリキュラムを一部先行実施することを決定した。今後も教育内容の質向上に向けた取り組みを検討していく。

5) ティーチングポートフォリオの作成

ティーチングポートフォリオとして、教育活動データを紙ベースでファイリングして各教員へ提供していたが、令和5年度から管理方法の適正化を図り、教員の活用の幅が広がることを期待し、提供方法を変更した。それぞれのデータを教員毎にフォルダに格納し、OneDriveにてフィードバックすることとした。

今後、これらの蓄積されたデータを教育改善へ活用する仕組みをFD委員会で検討していく。

6) アセスメント・ポリシー(学習成果と教育効果に関する測定・評価)

アセスメント・ポリシーに基づき、教育効果の測定結果を基礎として教育改善を行っていくため、それぞれに応じたフィードバックの仕組みを検討する。また、学習成果の可視化の充実のため、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連図、カリキュラムマップの作成を行う。

アセスメントの充実のため、外部のアセスメントテスト「PROGテスト」を導入することを検討し、体育大学の特性を生かすため、コンピテンシーテストを実施することを決定した。また、テストデータはキャリアセンターをはじめ、各部署、グループ担任、ゼミ担任、クラブ部長などに提供し、学生支援に活用していく。新しく導入される学修ポートフォリオとも連携し、学生が常にデータを確認できる環境を整えていく。PROGテストは令和6年4月には1年生に実施し、9月には3年生に試行し、短期大学生にも同様に実施していく。

また、令和7年度新カリキュラムの開始及び改組改編に伴い、アセスメントの再構築が必要となるため、第4期認証評価の対応を含め、中長期的に計画を立て新アセスメントの構築を検討していく。

4. 令和5年度自己点検・評価のチェックリスト

【各部署における自己評価】

- A: 優れた取り組み。
(著しい成果をあげている。本学独自の取り組みを行っている。等)
- B: 適切な取り組み。
(法令等遵守している。趣旨に合った取り組みを行っている。等)
- C: 改善の必要がある取り組み。
(課題がある。発展させる必要がある。等)

※統合した細項目の令和4年度評価は上位の評価にて表記している

※「学歴」は「学習」に表記を統一

●基準1 使命・目的

〔領 域〕 I 教育理念、教育目的

項 目	小 項 目	細 項 目	令和4年度評価			令和5年度評価			担当部署
			体	保	児	体	保	こ	
A 建学の精神・教育目的の実現	1、建学の精神・教育理念	①建学の精神・教育理念を確立し、明確に示している	A		A	A		A	◎企画調査室 ・総務課
		②建学の精神・教育理念を学内において共有している	A	A	A	A	A	A	
		③建学の精神・教育理念を学外に表明している	A	A	A	A	A	A	
	2、教育目的	①教育目的は、本学としての独自性をもっている	A	A	A	A	A	A	
		②教育目的は、教育の実践にあたり、方向性を示している	A	A	A	A	A	A	
		③教育目的は、学内外に公表している	A	A	A	A	A	A	
	3、教育目標	①教育目標が明確であり、設置する学科に明示している	A	A	A	A	A	A	
		②教育目標は、建学の精神に基づき、教育実践の方向性を示している	A	A	A	A	A	A	
		③教育目標は、教育成果の評価の基準として機能している	A	A	A	A	A	A	
		④教育目標は学内外に公表している	A	A	A	A	A	A	
	4、3つのポリシー	①教育目的・教育理念・教育目標をディプロマ・カリキュラム・アドミッションの3つのポリシーに反映させている	A	A	A	A	A	A	
		②3つのポリシーを学内外に公表している	A	A	A	A	A	A	

●基準2 学生

〔領 域〕 I 学生の受け入れ

項 目	小 項 目	細 項 目	令和4年度評価			令和5年度評価			担当部署
			体	保	児	体	保	こスポ	
入 学 者 選 抜 の 方 法	1、基本方針の策定	①本学の教育目的・教育目標に即して入学者選抜に関する基本方針を策定している	A	A	A	A		A	入試課
		②入学者選抜の計画・実施の充実に資するよう改善に努めている	A	A	A	A		A	
	2、アドミッション・ポリシー、3つのポリシー	①アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜制度など整備し、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っている	A			A			
		3、選抜選考の時期、方法及び運営	①受験者の実態及び傾向と大学・短期大学の諸行事等の計画を踏まえ、各選抜を適切な時期に行っている	A			A		
		②選抜業務は選考に関して適切に人員配置され、円滑(担当者がそれぞれの職務を適切)に遂行している	A	A	A	A		A	
定 数	1、学生の定数及び定数の充足状況	①各選抜の募集人員の配分は適正である	A			A			
		②志願者数、合格者数、入学者数に関して当面する問題、今後の課題について検討し対応を行っている	A			A			
		③入学者数の充足状況の変化と、その要因分析及び対応を行っている	A	A	B	A		B	
選 考 に 関 す る 業 務	1、募集要項の内容及び配布	①出願書類等の内容は適切である	A	A	A	A		A	
		②学生募集要項は、志願者にとって分かりやすい内容・表現・構成となっている	A	A	A	A		A	
	2、試験問題作成と管理 と選抜業務	①試験問題の作成は、適切な委員のもとで適正に行っている	A	A	A	A		A	
		②試験問題は、適正に管理されている	A	A	A	A		A	
	3、合否判定と合格発表 に係わる業務	①教授会等が適正に合否判定できるよう、合否判定業務を進めている	A	A		A		A	
		②合格発表の方法、及びその後の業務を適正に行っている	A	A	A	A		A	

●基礎2 学生

〔領域〕Ⅱ 学生支援

項 目	小 項 目	細 項 目	令和4年度評価			令和5年度評価			担当部署
			体	保	児	体	保	こスポ	
A 学生支援	1. 学力保障	①入学予定者に課題を課して、基礎学力の向上及び学習意欲の維持と入学後に必要となる専門知識の基礎を習得できるようにしている ②フレッシュウィーク、オリエンテーションの内容、オフィスアワーの設定は適切である ③障がいのある学生の申し出により、方針・規程を踏まえ合理的配慮により学習支援している。	B	B	B	B	B	B	◎学生課 ・教務課 （教務保） ・財務課 ・入試課 ・総務課
	2. 各種奨学金	①各種奨学金制度の情報提供（HP掲載、説明会等）を適切に行い、学生（生徒）の状況に応じて制度の利用を勧めている。 ②各種奨学金制度の適考（採用）を適正に行っている ③本学独自の奨学金制度を設け、学生生活、学習（修）支援を行っている ④社会の流れ、学生のニーズ、経営状況等にあわせ、適切な奨学金制度を設けている。	A	A	A	A	A	A	
	3. 授業料の延納・分納	①延納・分納の実態を把握し、規程に基づき措置している。 ②延納・分納の納入状況を把握、管理している	A	A	A	B	B	B	
	4. 学生相談の機能	①学生相談支援の体制は整っている ②学生の真摯・状況に応じて、適切な担当者が大学生生活不適応者の指導・相談を行っている ③学生課は教務課、健康センター他、部署と連携を取り、学生支援を行っている	A	A	A	C	C	C	
	5. 中途退学者・長期欠席者への対応	①中途退学者・休学者・留年者の実態を把握し、指導・助言・援助している ②中途退学者・休学者・留年者の実態及び原因分析を行い、改善策を講じている	B	B	B	B	B	B	
	6. 学内風紀の維持、事故の防止、及び美化	①学内の美化（ロッカールーム、学食等）を徹底し、学内の風紀が保たれるよう指導・管理を行っている ②学外者の訪問内容等を把握している	B			B			
	7. 通学指導・自転車管理	①徒歩や自転車など通学の実態を把握し、通学中の事故が無いように指導している ②自転車通学を希望する学生全員が駐輪場を利用（許可）できている	B			B			
	8. 学生生活の援助	①本学の学生に相応しいアルバイトや住居を斡旋している	B	B	B	B	B	B	
	9. 学生食堂の運営	①学生が快適に過ごせる環境づくりをしている。 ②学生の食環境を豊かにし、体育大学の特色を生かしたメニューを提供している。				B			
	10. 学習支援、学生生活、施設・設備に関する学生の意見・要望等の把握	①学生への学習支援や学生生活・施設・設備に対する意見などを取り上げるシステムを整備し、改善を行っている	B			B			
	11. 後援会・華楽会との連携・協力	①学生支援に係ることについて、後援会・華楽会との連携・協力関係が保たれている	A			A			
B 管理・運営	1. 家生の決定	①入寮希望者及び退寮希望者を把握し、入寮及び退寮決定を行っている	A			A			
	2. 家生の生活指導・管理	①家生に対する生活指導・管理を行っている ②喫食・欠食状況の把握及び欠食時の食費の返還処理を適正に行っている ③緊急時に備えた体制を整えている	A			A			
	3. 家生及び施設の安全・保守管理	①家内外の環境整備及び設備の保守・管理、を行っている ②不審者の侵入や事故の防止をするための措置をとっている	A			C			
C 学生会及びクラブ活動の指導・援助	1. 学生会組織の指導・援助	①学生会役員決定、組織活動、予算の執行や監査に関する指導・助言・援助を行っている	A			A			
	2. 学生会活動の指導・援助	①学園祭の企画・運営に関する指導・助言・援助を行っている ②地域社会の活動への参画及び奉仕の実態を把握している	A			A			
	3. 教育課程との関連	①クラブと教育課程との関連は適正である	B			B			
	4. クラブ活動の評価	①クラブ活動は学生生活に支障のない範囲で効果的に行っている ②競技会や発表会等での成果を評価し、学内外に公表している ③クラブ活動のための施設を確保し、適正に利用している。 ④クラブ活動報告による評価が行われ、その結果を課外活動の一層の充実に活用している	B	B	B	B	B	B	
	5. クラブ活動用施設	①クラブ活動に必要な体育館、陸上競技場、ソフトボール場、テニスコート、藤村総合教育センター、プール、合宿所の施設・設備を適正に管理、運営している	B			B			
	6. クラブ指導者	①部長（代表者）は活動に適切に関与している ②指導者（監督、コーチ等）及び学外指導者は活動に適切に関わっている ③学外指導者及びクラブ関係者は適正に選任している	B			B			
	7. クラブ活動補助費ほか	①学園からのクラブ活動補助費ほか関係費の用途科目及び総額は適切である ②クラブ活動補助費ほか関係費は適切に利用されている	B			C			
	8. 学生の海外遠征	①学生の国際競技会への参加実績がある ②学生の海外合宿等の国際交流の実績がある ③海外遠征補助金を適正に付与している	B	B	B	B	B	B	

●基準2 学生

〔領域〕Ⅲ キャリア支援

項 目	小 項 目	細 項 目	令和4年度評価			令和5年度評価			担当部署
			体	保	児	体	保	こ	
A キャリア支援	1.就職支援	①キャリア支援委員会は学生の就職についての計画立案と活動を行っている	A	A	A	A	A	A	◎キャリア支援課 ・教務課 (教職保)
		②キャリア支援課(キャリアセンター)・教務課教職課(教職センター)は学生の就職活動状況を共有し、連携して就職支援を行っている	A	A	A	A	A	A	
		③障がいのある学生の申し出により、合理的配慮の方針・規程を踏まえ就職支援を行っている	A			A			
	2.資格取得支援	①キャリア支援委員会は資格取得についての計画立案と活動を行っている	A	A	A	A	A	A	
		②キャリア支援課(キャリアセンター)・教務課教職課(教職センター)は学生の資格取得活動状況を共有し、連携して資格取得支援を行っている	A	A	A	A	A	A	
		③健康運動実践指導者・健康運動指導士の資格取得希望者の事前指導及び対策講座は内容・実施方法を考慮し、実施している。	A	A		A	A		
		④健康運動実践指導者・健康運動指導士の資格取得希望者は認定試験を受験し、結果は所期の目的を達成している	A	B		A	B		
		⑤ジュニアスポーツ指導員・障害者スポーツ指導員等、スポーツ関係資格取得対策を行っている	A	A	A	A	A	A	
		⑥日本赤十字社救急法・日本赤十字社水上安全法等講習会及び従事者試験対策講座の運営を行っている	A	A	A	A	A	A	
		⑦学生の進路に関し適切に指導、助言、相談を行っている	A	A	A	A	A	A	
	3.進路指導	②学生の就職に関するオリエンテーション等の指導及び対策講座の企画・運営を行っている	A	A	A	A	A	A	
		③学生の進路希望の実状を把握し、ふさわしい就職先の開拓・確保を行っている	B	B	B	B	B	B	
		④学生の進路結果に基づき、次年度の進路指導の改善を行っている	A	A	A	A	A	A	
		⑤就職に関する自己点検・評価を、本学全体の進路指導の改善・充実のために生かしている	B	B	B	B	B	B	
		4.後援会・卒業生との連携・協力	①学生の就職活動の円滑化、効率化を図るため、後援会・卒業生との連携・協力関係が保たれている	A			A		
	5.学生の海外留学・研修	①学生の海外留学・研修の体制を確立し、参加の実績がある	B	B	B	B	B	B	

●基準3 教育課程

〔領域〕Ⅰ 教育課程

項 目	小 項 目	細 項 目	令和4年度評価			令和5年度評価			担当部署
			体	保	児	体	保	こさが	
A 教育課程の編成	1. 学科の理念・目的	①各学科の理念・目的を明確に示している	A	A	A	A	A	A	③教務課 (教務保) ・企画調査室
	2. 理念・目的と教育課程	①教育課程は、各学科の理念・目的を表現している	A	A	A	A	A	A	
	3. 3つのポリシー	①カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している	A	A	A	A	A	A	
	4. 教育課程の編成	①教育課程編成のための組織を明確にし、運営している	A	A	A	A	A	A	
	5. 教育課程の内容	②カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施している	A	A	A	A	A	A	
		③教育目標を達成できる教育課程である	A	A	A	A	A	A	
		④教養教育と専門教育の調和がとれ、ディプロマ・ポリシーで示す能力の獲得に効果的な教育課程になっている	B	B	B	B	B	B	
		⑤豊かな人間性を涵養できる教育課程である	B	B	B	B	B	B	
B 教育課程の運営	1. 教育課程の運営の改善・充実	①教育課程を点検・評価する組織において、シラバスの内容、学習方法、学習成果を点検・評価し、学習支援及び教育指導の改善・充実に生かしている	B	B	B	B	B	B	
		②教育課程の改善・充実のための手順・方法が機能している	B	B	B	B	B	B	
		③教育課程のガイダンスを計画的に行い、学習支援をしている	B	B	B	B	B	B	
	2. 時間割の編成	①教育課程の目的を表現できるよう施設の条件を考慮して時間割を編成している	B	B	B	B	B	B	
		②教育課程の目的を表現できるようクラスを編成している	B	B	B	B	B	B	
	3. 留学生の受け入れ	①留学生の受け入れ体制を確立し、実績がある	C	C	C	C	C	C	
	4. 研究生・委託生等の受け入れ	①社会人の研究生・委託生等の受け入れ体制を確立し、実績がある	B	B	B	B	B	B	

●基準3 教育課程

〔領域〕Ⅱ-1 教育指導(授業内容及び単位)

項 目	小 項 目	細 項 目	令和4年度評価			令和5年度評価			担当部署
			体	保	児	体	保	こさが	
A 授業内容・教育方法の工夫・改善	1. 授業時数の確保	①授業時数を適正に確保している	B	B	B	B	B	B	③教務課 (教務保) ・企画調査室
		②補講等を実施している	B	B	B	B	B	B	
	2. 授業計画(シラバス)に基づく授業の実施	①授業内容、授業の方法、教科書の選定及び教材・資料の活用、評価・評定はシラバスに基づいて実施されている	B	B	B	B	B	B	
		②障がいのある学生の申し出により、合理的配慮の方針・規程を踏まえ授業を実施している	A	A	A	A	A	A	
	3. 授業計画・方法の改善	③アクティブ・ラーニングなど、授業形態・方法に工夫をしている	B	B	B	B	B	B	
		④学生による授業評価アンケートの結果を活用し、授業計画・方法の改善を図っている	B	B	B	B	B	B	
	4. 学習及び授業の支援	①授業科目担当者間で、授業内容の調整を図っている	B	B	B	B	B	B	
		②教員と職員が協働して学習支援を行っている	B	B	B	B	B	B	
B 単位認定・卒業・修了認定	1. 単位認定の基準及び方法	②TA(Teaching Assistant)等を活用した学習支援及び授業支援を図っている	A	A	A	A	A	A	③教務課 (教務保) ・企画調査室
		①学生の単位修得及び授業に関するオリエンテーション等の指導を行っている	B	B	B	B	B	B	
		②単位認定は基準に基づき、教育課程の理念や目的及び授業内容に即して行っている	B	B	B	B	B	B	
		③成績評価の方法はシラバス等で明確に示している	A	A	A	B	B	B	
	2. 編入学等における履修単位等の取扱い	④保留、再履修などの措置は、学生の学習状況に基づいて行っている	B	B	B	B	B	B	
		①他の大学などにおける授業科目の履修等の取扱い、入学前の既修得単位などの認定を行っている	A			A			
	3. 卒業・修了認定の基準	②卒業・修了の認定は基準に基づいて行っている	A	A	A	A	A	A	
		③卒業・修了認定の基準は、本学の目的及び社会的使命に基づいている	A	A	A	A	A	A	
C 互換	1. 単位互換の取扱い	①ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位・卒業・修了認定基準等を定め、厳正に適用している	A	A	A	A	A	A	③教務課 (教務保) ・企画調査室
		②他の大学等との単位互換は有効に行っている	B	B	B	B	B	B	

●基準3 教育課程

[領域] II-2 教育指導(教育実習及び資格取得)

項 目	小 項 目	細 項 目	令和4年度評価			令和5年度評価			担当部署
			体	保	児	体	保	こ	
A 学習目標	1. 達成計画の策定	①学習目標の実現に向けた取り組みを工夫して教務課教職係(教職センター)の事業計画を作成している	B	B	B	B	B	B	◎教務課 (教職係) ・キャリア 支援課
		②教務課教職係(教職センター)の事業計画に基づいて人材育成を図っている	B	B	B	B	B	B	
	2. 達成状況の把握	①学習目標に照らして教務課教職係(教職センター)の事業の達成状況を把握している	B	B	B	B	B	B	
B 教育・保育実習の運営	3. 達成計画の見直し	①現状を客観的に評価し、時代の変化や今日的な教育課題に対応できる人材育成を目指し教務課教職係(教職センター)の事業計画の改善・充実を図っている	A	A	A	A	A	A	
	1. 実習先の決定	①実習先の内務、教育委員会への手続きなどを円滑に進めている	A	A	A	A	A	A	
		②実習先の内務を得られなかった学生への対応を行っている	A	A	A	A	A	A	
	2. 事前・事後の指導	①オリエンテーションを含む事前指導の内容、時期、回数等を考慮して実施している	A	A	B	A	A	B	
		②事後指導の内容、時期、回数等を考慮して実施している	B	A	A	B	A	A	
	3. 教育・保育実習の意義	①教育・保育実習の意義を踏まえて指導計画を立てている	A	A	A	A	A	A	
		②教育・保育実習の意義・内容・心得を、学生へ周知徹底している	A	A	B	A	A	B	
	4. 実習先への教員訪問	①訪問先への担当教員は状況を考慮して割り当てている	A	A	A	A	A	A	
		②訪問先の実習生への事前・事後指導を行っている	B	A	A	B	A	A	
		③訪問先への訪問のねらいは達成されている	A	A	A	A	A	A	
C 実践演習の実施	5. 教育・保育実習の単位認定	①教育実習の単位認定に際しては、事前・事後指導及び実習先の校(園)長、施設長の成績報告書を含めて実習の実態を評価している	A	A	A	A	A	A	
	6. 教育・保育実習の改善	①実習先訪問報告書等に基づいて、次年度への実習の改善を行っている	A	A	A	A	A	A	
D 介護等体験の運営		②教育・保育実習の自己点検・評価を本学全体の教員養成の改善・充実に生かしている	B	B	B	B	B	B	
	7. 教育委員会等との連携	①教育・保育実習の実施に当たって、関係教育委員会や実習先との連携が図られている	A	A	A	A	A	A	
		②教育・保育実習の実施に当たって、学外の多様な人材を活用している	A	A	A	A	A	A	
	1. 教職(保育)実践演習、観察実習の実施	①教職(保育)実践演習は、教職(保育)課程の目標達成に向けたシラバスに即して実施されている	A	A	A	A	A	A	
		②教職実践演習や観察実習の実施に当たって、学外の多様な人材を活用している	A	A	A	A	A	A	
	1. オリエンテーション	①介護等体験の各時期におけるオリエンテーションは、それぞれ所期の目的が達成されるよう運営している	A	A	A	A	A	A	
	2. 介護等体験の意義	①介護等体験の意義を踏まえて実施計画を立てている	A	A	A	A	A	A	
		②介護等体験の意義、内容、心得を、学生へ周知徹底している	A	A	A	A	A	A	
	3. 社会福祉施設・特別支援学校との連携	①介護等体験先の社会福祉施設・特別支援学校との情報共有を行い、学生に伝えている	A	A	A	A	A	A	
	4. 介護等体験の改善	①介護等体験の訪問報告書等に基づいて次年度の改善を行っている	A	A	A	A	A	A	
E 資格取得		②介護等体験の自己点検・評価を本学全体の教員養成の改善・充実に生かしている	B	B	B	B	B	B	
	1. 資格取得支援	①教職課程を希望する学生に資格取得に向けての情報を積極的に提供している	A	A	A	A	A	A	
		②教育職員免許状取得に取り組んでいる学生に向けて積極的な支援を提供している	A	A	A	A	A	A	
		③キャリア支援課(キャリアセンター)と教務課教職係(教職センター)は連携し学生の資格取得支援を行っている	A	A	A	A	A	A	
		④教員採用試験の受験に向けた支援を行っている	A	A	A	A	A	A	
	2. 社会体育施設実習	①社会体育施設実習生への事前指導を行っている	B	B		B	B		
		②教員による施設訪問を計画、運営している	B	B		B	B		
		③社会体育施設実習では、実習施設長の成績報告書を含めて、実習の実態を把握している	A	A		A	A		
	3. 教職ラーニングステーションの運営	①教職ラーニングステーションは支援内容を定期的に点検・確認し、学生支援実施計画を立て、ニーズに合わせた支援を行っている	A	A	A	A	A	A	
		②教職ラーニングステーションの目的に必要な施設・設備を整備している	B	B	B	B	B	B	
		③教職ラーニングステーションの目的に必要なスタッフを配置している	B	B	B	B	B	B	
	4. 情報公開	①教育免許法施行規則第22条の6に基づき情報公開している	A	A	A	A	A	A	

●基準4 大学・短期大学の運営と経営

[領域] I 組織の管理運営

項目	小項目	細項目	令和4年度評価			令和5年度評価			担当部署
			体	保	児	体	保	こさが	
A 法人の 管理運営	1. 理事会の構成・機能	①理事会は寄附行為に基づいて開催し、学校法人の意思決定機関として運営している、	A			A			総務課
		②理事長のリーダーシップを学校法人の運営全般にわたって発揮している	A			A			
		③理事の構成に著しい偏りはない	A			A			
		④理事会は戦略的意思決定ができる体制を整備し、機能を発揮している	A			A			
		⑤学内理事会は役割機能を明確にし、その役割を果たしている	A			A			
	2. 監事の業務	①監事は、寄附行為に基づいて業務を行っている	B			B			
B 大学・ 短期大学の 管理運営	1. 大学・短期大学の運営	①権限と責任を明確にした大学・短期大学の意思決定組織を整備し、機能している	A	A		A	A		
		②大学・短期大学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップを発揮している	A	A		A	A		
	2. 教授会の運営	①教授会は学則等の規程に基づいて開催し、教育研究上の意思決定機関として運営している	A	A		A	A		
		②教授会は大学・短期大学の設置者との合意を固めるシステムである	A	A		A	A		
	3. 各種委員会の設置と運営	①委員会等を学長もしくは教授会のもとに設置し、規程に基づき運営している	A	A		A	A		
C ガバナンス	1. ガバナンス	①法人及び大学・短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定を行っている	B	B		B	B		
		②法人及び大学・短期大学の各管理運営機関の相互チェック機能が働いている	B	B		B	B		
		③トップのリーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている	B	B		B	B		
D 事務組織	1. 事務の執行体制の適切性	①事務組織の責任体制は明確で、事務部門の組織体制は円滑に機能している	A			A			
		②事務部門の人員規模を実状に合わせて確保している	A			A			
		③事務職員は整備された事務指規程等に基づいて業務にあたり、関係部署と連携して職務を遂行している	A			B			
		④事務室、情報機器、備品等、施設設備を整備している	B			B			
		⑤組織的に業務の見直しや事務処理の改善をしている	B			B			
		⑥事務職員の能力の開発・向上のための内部研修や外部研修を行っている	A			A			
E 教員組織	1. SD活動	①SD委員会規程を整備し、SD(スタッフ・ディベロップメント)活動に組織的かつ定期的に組み入れている	A			A			
		②SD活動に全職員が参加し、広範のSD活動には全教職員が参加している	B			B			
		③SD活動の内容はその目的に資するものとなっている	A			A			
F 人事管理	1. 教員組織の適切性	①学部・学科の理念・目的及び教育課程の性格、学生数との関係を考慮して教員組織を構築している	B	B	B	B	B	B	
		②教育課程の目的を実現するために、教員間の連絡調整を行っている	B	B	B	B	B	B	
		③学外での実習及び課外を実施するために体制を整備している	B	B	B	B	B	B	
		④教育課程の目的を実現するために、専任教員と非常勤教員を配置している	B	B	B	B	B	B	
		⑤FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動に組織的に取り組み、全教員が参加している	B	B	B	B	B	B	
		⑥FD委員会規程を整備し、FD委員会において授業及び教育課程の点検・改善を行っている	B	B	B	B	B	B	
F 人事管理	2. FD活動	②FD研修を定期的に開催している	B	B	B	B	B	B	
F 人事管理	1. 人事管理の適切性	①教職員の就業に関する諸規程を整備して周知し、諸規程に基づいて管理している	B			B			
		②教職員の健康管理や就業環境の改善を行っている	B			B			
		③教職員は就業時間を遵守している	B			B			
		④自己申告・業績評価を行い、教職員の能力向上や人事管理に活用している	B			B			
		⑤職員の任用・昇任・昇格を規程に基づいて行っている	B	B		B			
F 人事管理	2. 教務部門と管理部門の連携	①大学・短期大学の設置者と教職員が、互いに立場を尊重しつつ協力する体制を整えている	B	B		B			
		②教員と事務職員が互いの立場を尊重しつつ緊密に連携する雰囲気醸成しており、連携する場を設置している	B	B		B			

●基準4 大学・短期大学の運営と経営

[領域] II 研究活動・支援

項目	小項目	細項目	令和4年度評価			令和5年度評価			担当部署
			体	保	児	体	保	こさが	
A 教員の 研究活動	1. 研究活動	①個人研究費、共同研究費、科学研究費等の申請状況及び受給状況ならびに活動状況を把握・検証している	A	A	A	A	A	A	研究協力課 (女子体育 研究所)
		②教員の所属学会を把握している	A	A	A	B	B	B	
		③海外から研究者を受け入れる体制を確立している	A	A	A	B			
		④教員の海外での活動のサポート体制があり、活動状況を把握・検証している	A	A	A	A			
B 研究 助成活動	2. 研究成果	①年間の著書数、論文数、報告・資料等の掲載数、学会での発表状況を把握・検証している	A	A		A			
	1. 女子体育研究所の運営及び研究体制	①教育研究活動の活性化のために、女子体育研究所の施設・設備、組織機能を整備している	B			A			
		②事業遂行に必要な経費配分をしている	B			A			
B 研究 助成活動	2. 研究助成	①個人研究費、共同研究費の総額と執行状況は適正である	A			A			
		②科学研究費等の補助金に関する対応は滞りなく処理している	A			A			

●基準4 大学・短期大学の運営と経営

〔領域〕Ⅲ 図書館

項目	小項目	細項目	令和4年度評価			令和5年度評価			担当部署
			体	保	児	体	保	こさが	
A 図書館	1. 図書館の運営	①図書館の運営に資する委員会活動を行っている	A	A		A	A		情報図書課
		②利用に結び付く効果的な広報活動を行っている	B	B		B	B		
		③学生に対する図書館利用に関する指導・援助、閲覧室の利用、図書等の貸し出し・利用に関するガイダンス、図書等の検索・利用に関するオリエンテーション、講習等を行っている	A	A		A	A		
		④学生の授業、定期試験等学生のニーズに合わせた開館時間を設定している	A	A		A	A		
		⑤図書館を地域に開放している	B	B	A	B	B	A	
	2. 資料の収集・整備	①学生の授業・ゼミ等における学習・研究の充実のために図書、学術雑誌、視聴覚資料、電子資料を収集・整備している	A	A		A	A		
		②教職員の教育研究に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料、電子資料を整備され、学内の教育活動の維持・発展に資するものとなっている	A	A		A	A		
		③国立情報学研究所に接続し、他の図書館とのネットワークを整備している	A	A		A	A		
		④他大学・機関との学術情報相互協力を活発に行っている	B	B		B	B		
		⑤学生・教職員の要望に応えている	A	A		A	A		
	3. 施設・設備 各種スペース	①全学収容定員の10%以上の座席数を確保している	A	A		A	A		
		②蔵書は適正な収納スペースを確保している	A	A		A	A		
		③司書の業務スペースを確保している	A	A		A	A		
		④検索・利用、電子、視聴覚資料等のための機器類を整備している	B	B		B	B		
	4. 職員の配置・研修	①司書の資格等を有する専門職員を配置している	A	A		A	A		
		②学生・教職員が利用しやすい環境整備をしている	B	B		B	B		
		③時代の変化に対応できるような研修に努めている	A	A		A	A		

●基準4 大学・短期大学の運営と経営

〔領域〕Ⅳ 健康管理センター

項目	小項目	細項目	令和4年度評価			令和5年度評価			担当部署
			体	保	児	体	保	こさが	
A 健康管理	1. センターの運営	①学生及び教職員の健康管理に関する体制を整えている	B	B	B	B	B	B	総務課 (健康管理センター)
		②学生生活に関する学生の意見・要望及び教職員の意見・要望を把握する体制を整えている	B	B	B	B	B	B	
		③委員会を運営し、連携を図っている	A	A	A	A	A	A	
	2. 学生、教職員の相談の機能	①学生相談(支援)及び教職員の相談支援の体制を整え、相談室を設置している	B	B	B	B	B	B	
		②健康管理センターは教務課、学生課他、部署と連携を取り、学生支援を行っている	B	B	B	B	B	B	
		③校医、理学療法士、臨床心理士は適正な対応を行っている	B	B	B	B	B	B	
		④カウンセリング室を運営し、未就学及び未就学内容の実態を把握している	A	A	A	A	A	A	
	3. 定期健康診断	①大学・短期大学の奥地に即して定期健康診断を実施している	A	A	A	A	A	A	
		②定期健康診断の事後措置を行っている	A	A	A	A	A	A	
	4. 応急処置等	①急病・外傷に対する応急処置を行っている	B	B	B	B	B	B	
		②必要に応じた外部医療機関への搬送を迅速に行っている	A	A	A	A	A	A	
	5. 施設・設備、医薬品等の管理	①医療器材等を管理している	A	A	A	A	A	A	
		②医薬品を管理している	B	B	B	A	A	A	
	6. 学内衛生、事故の防止等	①学内の衛生が保たれるよう指導・管理を行っている	B	B	B	B	B	B	
		②学内での事故を未然に防ぐための注意喚起を行っている	B	B	B	B	B	B	

●基準4 大学・短期大学の運営と経営

〔領域〕Ⅴ 財務

項目	小項目	細項目	令和4年度評価			令和5年度評価			担当部署
			体	保	児	体	保	こさが	
A 経営	1. 経営	①経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している	B			B			財務課
		②中長期的な計画に基づく財務運営を確立している	B			B			
	2. 財務基盤と収支	①安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保ができている	C			C			
		②毎年度の事業計画は、関係部門の意向を集約し決定している	B			B			
	B 予算・決算	①中長期的教育研究計画に留意して財政計画を立てている	B			B			
		②毎年度の事業計画は、関係部門の意向を集約し決定している	B			B			
		③毎年度の予算は、大学・短期大学の運営方針、事業計画に沿って編成している	B			B			
		④予算編成方針は、関係者に周知徹底している	B			B			
		⑤予算の作成においては財務的諸条件と教育研究計画を配慮し、所定の手続きにより期日までにしている	B			B			
	2. 予算の執行・決算	①予算は、適正かつ効率的に執行している	B			B			
		②会計処理は、定期的に公認会計士・監事の検査を受け、適正に行っている	B			B			
		③公認会計士及び監事の監査時における指摘事項に対して改善・実行を行っている	B			B			
	C 財務管理	①経常収入に占める学納金比率は安定している	B			B			
		②収益事業は、その目的に沿って安定的かつ継続的に運営され、成果をあげている	B			B			
		③資金運用に当たっては、安全性と効率性に配慮している	A			A			
		④財務状況の推移、現状認識及び今後の見通し等について、的確に把握している	B			B			
	2. 財務状況の点検	①財務資料等の公表は適正に行われている	B			B			
		②財務資料等の公表は適正に行われている	B			B			

●基準4 大学・短期大学の運営と経営
〔領域〕Ⅵ 学習環境

項 目	小 項 目	細 項 目	令和4年度評価			令和5年度評価			担当部署
			体	保	児	体	保	コスト	
A 校地・校舎・施設・設備	1、校地面積	①大学・短期大学が保有する校地面積は、設置基準の規定を充足している	B	B		B	B		財務課
	2、施設・設備	①大学・短期大学が保有する校舎は、設置基準の規定を充足する面積があり、学生や教職員の安全性に配慮している	B	B		B	B		
		②大学・短期大学が保有する校舎は、障がいのある学生の申し出により、合理的配慮の方針・規程を踏まえ対応したものとなっている	B			B			
		③講義室、体育館、陸上競技場、ソフトボール場、テニスコート、藤村総合教育センター、プールは教育目的達成のために必要な施設・設備規模・量を確保している	A	A	A	B	B	B	
		④教育の充実のためにICT設備を整備している	B	B		B	B	B	
		⑤学生食堂は快適な学生生活を支援するために必要な施設・設備を整備している	B			B			
		⑥クラブハウスは学生の課外活動を支援するために必要な施設・設備を整備している	B			B			
B 維持管理	1、施設設備等の維持管理	①校舎及び各種施設は、教育研究のために常に整備され、快適な環境を保っている	B			B			
		②施設・設備の維持管理について、定期的な点検を行っている	B			B			

●基準4 大学・短期大学の運営と経営
〔領域〕Ⅶ 大学と社会の連携

項目	小項目	細項目	令和4年度評価			令和5年度評価			担当部署
			体	保	児	体	保	コスト	
A 国際社会との連携	1、海外の大学等との連携・交流	①海外の大学等との連携体制を確立している	C	C	C	C	C	◎研究協力課 (地域交流センター) ・学生課 ・総務課 ・評価委員長	
		②海外の大学との交流の機会を設けている	C	C	C	C	C		
	2、海外からの指導者の招致	①海外から指導者を受け入れる体制を確立している	B	C	C	B	B		
		②教員の海外からの招致の内容・状況を把握している	C	C	C	C	C		
	3、学生の海外留学・研修	①学生の海外留学・研修の体制を確立している	-	-	-	-	-		-
②学生の海外留学・研修の内容・状況を把握している		-	-	-	-	-	-		
B 地域社会との連携	1、公開講座	①公開講座の実施体制を確立している	A			A			
		②地域の要求に応える講座を開催している	A			A			
	2、地域への指導者の派遣	①教員に対する地域からの派遣要請に応え、適切に派遣している	B	B	A	B	B	A	
		②学生に対する地域からの派遣要請に応え、適切に派遣している	A	B	B	A	B	B	
	3、地域への実技の公開	①地域からの公開実技への要請に応え、適切に実施している	B			B			
C 連携	1、後援会との連携	①地域交流センターは後援会と連携している	A			A			
	2、同窓会との連携	①地域交流センターは同窓会と連携している	A			A			

●基準4 大学・短期大学の運営と経営
〔領域〕Ⅷ 広報・広聴活動

項 目	小 項 目	細 項 目	令和4年度評価			令和5年度評価			担当部署
			体	保	児	体	保	コスト	
A 広 報 活 動	1、広報誌等	①大学案内は、読み手の立場にたった内容構成、表現及び装丁となっている	A	A	A	A	A	A	◎広報課 ・入試課 ・総務課 ・学生課
		②各種広報誌は、大学・短期大学の活動状況をタイムリーに広報するものとなっている	A	A	A	A	A	A	
	2、オープンキャンパス	①オープンキャンパスの広報は、媒体を活用して行っている	A	A	A	A	A	A	
		②オープンキャンパスの実施結果をリサーチし、次回に反映させている	A	A	A	A	A	A	
		③オープンキャンパスの実施体制を整備している	A	A	A	A	A	A	
		④オープンキャンパスの実施が、入学者の確保に結び付いている	A	A	A	A	A	A	
	3、学生募集活動	①高校訪問を計画どおりに全学体制で行い、目標を達成している	A	A	A			A	
		③インターハイ等における選手勧誘等の学生募集活動は、目標を達成している	B	B	B	B		B	
		④進学説明会による学生募集活動は、目標を達成している	A	A	A	A		A	
	4、広報活動の媒体	①ホームページの内容は常に新しい情報を更新し、更新履歴は広報部で記録管理している。	B			B			
		②ホームページの内容はステークホルダー(地域住民、教育関係者、受験生等)に分かりやすい内容になっている	B			B			
		③ホームページの内容及び情報発進の効果の点検・検証を行っている	B			B			
		④広報の媒体としてSNSを活用している	B			A			
		⑤駅等の広告看板は効果的である	B			B			
	5、広聴活動の機会	①保護者からの意見を聴取する機会を定期的に設けている	A			A			
		②卒業生からの意見を聴取する機会を定期的に設けている	B			B			

●基準5 教育の質保証

[領域] I 改善・改革

項目	小項目	細項目	令和4年度評価			令和5年度評価			担当部署
			体	保	児	体	保	こスボ	
A 自己点検・評価	1、自己点検・評価	①教育目標の達成に向けて点検・評価の規程及び組織が整備され、規程に則した内容で適正に実施されている	A		A	A		A	◎企画調査室 ・評価委員長
		②点検・評価の結果を次年度に反映させている	A		A	A		A	
		③点検・評価の結果は学内で教職員・学生に共有し、学外に公表している、	A		A	A		A	
		④大学・短期大学等の取り組みについて3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検・評価のサイクルを確立している	A		A	A		A	
		⑤点検・評価の実施は学外の参画を得て、客観的な視点を取り入れている	A		A	A		A	
		⑥大学・短期大学の個性・特性に即した自己点検・評価項目を設定している	A		A	A		A	
		⑦責任体制が確立した質保証のための組織体制を整備し、機能している	A		A	A		A	
		⑧IR(Institutional Research)などを活用した調査・データの収集・分析を行い、大学・短期大学の教育改善・改革に生かしている	A		A	A		A	
	2、学生二者による評価	①学生による授業評価を実施し、その結果を活用した授業改善を行っている	A	A	A	A	A	A	
	3、第三者による評価	①第三者による評価を実施し、結果を次年度に反映させている	A		A	A		A	
		②他大学との相互評価を実施している	C		C	C		C	
B 改善・改革	1、改善・改革のためのシステム	①自己点検・評価活動に全教職員が関与する体制を確立している	B		B	B		B	
		②自己点検・評価の成果を改善改革に活用させるよう、組織上の体制を確立している	B		B	B		B	
		③自己点検・評価の結果の活用のための経営サイクル(PDCA)を確立している	B		B	B		B	
C 事業計画	1、事業計画の点検	①中期計画に基づき当該年度の事業計画を立てている	A		A	A		A	
		②当該年度の事業計画の目標は達成できている	B		B	B		B	
		③事業計画に基づき、改善・充実を図っている	B		B	B		B	